

平成 24 年第 2 回定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第62号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について 1

◎ 所管事項説明

- 1 私立学校における「いじめ問題」解消に向けての取組について 8
2 新県立博物館の整備について 11
3 寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について 19
4 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について 25
5 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第7回点検・評価（案）の概要について・33
6 RDF焼却・発電事業の固定価格買取制度への移行について 36
7 産業廃棄物の不適正処理事案について 37
8 各種審議会等の審議状況について 40

別冊 1 新県立博物館の活動と運営V o 1. 4（中間報告）

別冊 2 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第7回点検・評価について（案）

別冊 3 特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書
（第2次検証）

別冊 4 特定産業廃棄物事案【桑名市源十郎新田事案】に関する調査検討報告書

別冊 5 特定産業廃棄物事案【桑名市五反田事案】に関する調査検討報告書
（第3次検証）

平成 24 年 12 月 12 日

環 境 生 活 部

(議案補充説明)

1 議案第 62 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 62 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県交通安全研修センター」について、平成 25 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県交通安全研修センター条例（平成 7 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

(1) 施設名称

三重県交通安全研修センター

(2) 設置場所

三重県津市垂水 2566 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名 称 財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部克治

5 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 24 年 8 月 6 日から 9 月 14 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

〈受付順〉

①所在地 愛知県弥富市佐古木 1 丁目 1 4 番地 1

名 称 中部安全サービス保障株式会社

代表者 代表取締役 野村頼理

②所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名 称 財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部克治

(2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなく県民に提供すべきサービスの水準なども含めて総合的な審査を行いました。

なお、募集要項については、昨年9月に実施された公開事業仕分けの意見及びそれを受けて設置された交通安全教育のあり方検討懇話会の意見をもとに事業の見直しを行い、業務区分ごとの要求水準についてその意見を反映したうえで募集を行いました。

①選定委員会構成員

委員長	安井 広伸	(公認会計士)
副委員長	蓮花 一己	(帝塚山大学心理学部教授)
委員	杉井 ひろ子	(津市交通安全対策会議交通教育プロバイダ)
委員	辻 淳子	(社会福祉法人清翠会 わかすぎ第二保育園園長)
委員	納米 伸行	(公募委員)

②審査の経過

平成24年7月22日	第1回選定委員会	(「募集要項」及び「審査基準及び配点表」の決定)
平成24年9月29日	第2回選定委員会	(ヒアリング審査)
平成24年10月7日	第3回選定委員会	(最終審査、指定管理候補者の選定)

③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、業務区分ごとの要求水準などについては、別紙のとおりです。

④審査結果(評価点数)(3,000点満点)

第1順位	財団法人三重県交通安全協会	2,155点
第2順位	中部安全サービス保障株式会社	2,019点

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、平成24年10月22日に次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市栄町一丁目954番地
名称 財団法人三重県交通安全協会
代表者 会長 余野部克治

⑥選定した理由

○財団法人三重県交通安全協会はセンターの果たすべき目的や役割をよく理解しており、出前研修よりセンターの施設を活用した指導員の養成を重視するという県の方針に合致した提案内容であった点が評価できること

○財団法人三重県交通安全協会は、子どもや高齢者に対する教育に偏ることなく、運転者（ドライバー）の研修にも力を入れており、バランスの取れた内容の研修を行うことが期待できること。特に、センターの施設を活用した体験型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できること

○財団法人三重県交通安全協会は、既存の地域密着型のネットワークを有しているが、市町等との連携を図るためにこのネットワークを見直し、情報発信及び支援を行うとともに効果的な交通安全教育の成果を上げられるよう活用していこうという意気込みが見られた点が評価できること

7 期待される効果

交通安全活動に対するノウハウやネットワークを活用することにより、交通情勢や法整備の変化に的確に対応したきめ細かな交通安全教育の提供や市町に対する支援が期待でき、県民サービスの向上を図ることが見込まれます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開及び個人情報保護
- ③ 第三者による実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 25 年 1 月	指定管理者の指定、指定の告示
2 月～3 月	協定書の締結
4 月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	要求水準等	配点	主な提案内容と評価点				特記事項 (審査コメント等)
			財団法人三重県交通安全協会	評価点	中部安全サービス保障株式会社	評価点	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>①管理運営の総合的な基本方針 管理運営の基本方針及び3年間の方向性(ビジョン)が、県の運営方針と合致しているか</p> <p>②利用者の公平、公正な利用 事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか</p> <p>③企業(団体)の社会的責任 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮への対応は適切か</p> <p>④現状に対するアセスメント 的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応(改善方法)が提案されているか</p>	<p>施設運営の基本的な方向性(運営方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと 交通事故から身を守る理論(知識)を習得した上で、その理論(知識)を実践に結びつける能力(技能)を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること 県内の交通安全教育の「核」としての機能を充実させ、市町や警察など関係機関・団体と連携・協力し、多様な主体の参画を得ながら、地域等での交通安全教育の充実を支援すること 	40点×5人=200点	<p>平成7年5月の開所以来、約17年間にわたり大きな事故もなく安全・安心・快適な利用を提供できるよう努めてまいりました。</p> <p>今後も時代の変化、社会的使命に対応し、次の通りの運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢の方々までを対象に、効果的・効果的な施設運営を行うと共にライフステージに応じた段階的・体系的な交通安全教育を行います。 施設の効用を十分発揮できる組織のネットワークを活用して、市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携を進め交通安全事業を展開します。 業務の遂行にあたっては、コンプライアンス及び環境保全に配慮した施設運営の徹底に基づいた、安全管理と利用者の安全確保を徹底し、公平・公正な運営を行います。 全ての利用者様に対して公平なサービスが提供できるよう、遠隔地等への出前や、身体に障がいをもたれている方に配慮した利用者様の目線に合わせた対応に努めます。 現状分析や問題点の把握に努めると共に事業評価と成果の検証をおこない、合理化と期待効果のある運営に努めます。 	153点	<p>(1)管理運営の総合的な基本方針について ※三重県交通安全研修センターの管理運営方針として 弊社は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、三重県交通安全研修センター条例等の内容を踏まえ、下記の「8つの基本方針」に基づき管理運営をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県民の安全な生活の確保のためにも、研修センターの設置目的に沿った、交通安全対策の推進に寄与する管理運営を実施します。 ②三重県全域で交通安全研修センターの研修事業を出張展開し、研修センターにリピーターとして来館してもらえる、県民に愛される交通安全研修センターにします。 ③新しい時代の「公」を担う企業として、利用の平等性を確保します。 ④お金をかけるのではなく、知恵と工夫と行動と県民(利用者)の声を武器とし、善い交通安全研修センターに改善します。 ⑤専門分野の職員だけでなく、何でも出来るマルチな人材を育成し、職員で出来る事は職員で実施し、外部委託費の削減をします。 ⑥研修センター外部にて監査・チェック体制をとり、健全な管理運営体制とします。 ⑦指定管理者制度の利点を生かし、効果的・効果的な管理運営を追求します。 ⑧三重県の交通安全教育の核としての機能を充実させ、役目・役割を果たします。 <p>(2)利用者の公平、公正な利用について 弊社は、利用者の公平、公正な利用について下記のように実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①配置する職員の事前研修、契約期間中のアフター研修(年2回)を実施します。 ②月に1回以上の現場における指導を実施します。 ③上記の研修(教育)及び指導体制により、利用者へのサービスの向上に努めます。(均一したサービスを提供します。) 	140点	
<p>2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p> <p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務 参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>教育等の現場における指導者に対する効果的なサブカリキュラムが作成されているか</p> <p>指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>遠隔地等への出前型研修に関し、適切な方策が提案されているか</p>	<p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする受講者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ、年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、機器の使用等による参加・体験・実践型の効果的な研修を実施すること 指導者の特性及び段階に応じ、その指導者が指導の対象とする者なども考慮した複数のカリキュラムを作成のうえ、地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全指導者の、養成・資質向上を図るための研修を実施すること センターの利用が困難な東紀州地域及び指導員体制が整っていない地域(市町)に限り、対象とする受講者と研修目的を明確にしたうえで、参加・体験型の効果的な出前研修を実施すること 	410×5人=2,050点	<p>施設の特性を活かし「聞いて・見て・体験する」交通安全研修を実施して、県民の皆さまの交通安全意識の高揚と、県民の皆さまが主体となる交通安全社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通弱者、社会的弱者の方へ視点を置いた体系的な交通安全研修の推進に努めます。 公平な交通安全研修を受ける機会を提供するため、アウトリーチ活動として出前研修等を実施するとともに、利用者様のニーズに応じた研修の実施に努めます。 交通安全活動、交通安全教育を促進していくためには、交通安全指導員の養成が重要であることから、指導対象に応じた研修カリキュラムを充実させ、今後指導していく上で一助となる力を付けることができる研修を展開します。 	1,430点	<p>(1)交通安全に関する教育の実施に関する業務 ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業について 弊社は、民間でしか出来ない、『楽しく、わかりやすい、交通安全教育』を実施したいと考えます。研修カリキュラムは、要求されている15プログラムを実施します。</p> <p>弊社としては、特に力を入れて実施していきたいターゲットは、①保育園児童・幼稚園児②小学校(低学年)③小学校(中学年)④小学校(高学年)⑤高齢者であると考えています。</p> <p>弊社が今まで培った防犯セミナーでのノウハウを役立て、三重県の交通安全教育に貢献していきたいと考えています。</p>	1,335点	

<p>②施設の運営に関する業務</p>	<p>ホームページの管理・運営及び情報発信に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか</p> <p>展示スペースの活用に関し、効果的な方策が提案されているか</p> <p>案内人(交通安全ガイド)の配置に関し、利用者からみて、適切な提案となっているか</p> <p>ガイドブックの作成に関し、創意工夫にあふれた提案がなされているか</p> <p>一般利用者の属性調査の実施に関し、有効で具体的な提案がなされているか</p> <p>交通安全グッズの作成(検討)等について、適切な提案がなされているか</p> <p>事業や企画が具体的で独創性があり、センターの魅力をアピールできる内容となっているか</p> <p>利用者を拡大するための具体的な方策が提案されているか</p> <p>施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか</p>	<p>②施設の運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを設置し、センターの紹介、研修の案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況のページなどを作成し、定期的に更新を行うこと(1月に1回以上)。また、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供する内容について不断の改善を行うこと ・来場者の交通安全意識の向上に繋がるよう、交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置など、展示スペースを活用すること ・交通安全についてわかりやすく学べるよう、機器の説明や目的などについて指導する案内人(交通安全ガイド)を屋内展示スペース(4F)に配置し、施設の案内等を行うこと ・来場した親子が、ともに交通安全について学べるガイドブックを作成すること ・センターのPR(周知)活動及び利用者の拡大に活用するため、一般利用者の居住地、年代、性別、利用歴などについての属性調査を行うこと(毎月、4日以上) ・センターのPRを図り交通安全に対する関心を惹起するため、交通安全グッズの作成について検討し、可能であれば作成すること ・センターの魅力を積極的にアピールするための事業や、利用者に繰り返し利用していただけるような企画、あるいは、体験型研修や無料施設としての利点を活かした企画などを立案し、実施すること(毎月1回以上) ・参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性や、センター及びその活動内容の周知を図るため、計画的に、県内の企業・団体等を訪問し、利用者の拡大を図ること(1年間で60団体以上) ・センター及びその活動内容などの認知度を高めるため、特にホームページを活用するなどして、広報・啓発活動に積極的に取り組むこと。ホームページについては、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供するホームページの内容について不断の改善を行うこと。また、市町、NPO組織、地域の交通安全教育指導者などと連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性の周知及びセンターの認知度の向上に努め、利用者の拡大を図ること
<p>③交通安全に関する情報・資料の収集・提供に関する業務</p>	<p>教材・教育プログラムの開発(作成)及び提供に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>各種調査・研究の充実に関し、適切な方策が提案されているか</p>	<p>③交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の実態に応じた教材や教育プログラムを開発(作成)し、研修に活用するとともに必要に応じて関係者等にも提供すること(1年に1教材以上)。また、提供した教材・教育プログラムについて、毎年、その有効性について検証・チェックを行うこと ・交通安全に関する各種調査・研究を行う(1年に1件以上)とともに、情報収集を充実させ、必要に応じて市町及び関係機関・団体など関係者に提供(情報発信)すること。
<p>④市町等に対する支援及び機能向上、連携交流に関する業務</p>	<p>ネットワークの構築、センター機能の向上、連携交流の促進に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>市町等に対する支援に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p>	<p>④センター機能の向上及び連携交流の推進並びに市町等に対する支援に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが県内の交通安全教育の中核施設として機能するとともに、交通安全教育に取り組む関係機関等が効率的、効果的に教育の成果を上げられるよう、地域の交通安全教育指導者や関係機関・団体とのネットワークを構築すること(1年に2回以上、連絡協議会(仮称)を開催する)
<p>⑤利用者サービス向上につながる独自の提案</p>	<p>施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか</p> <p>施設の効用を高めるため、地域の団体等との連携が具体的に提案されているか</p>	
<p>⑥事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制</p>	<p>事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p>	

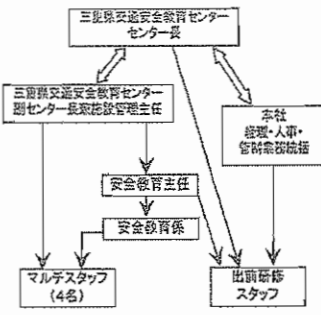
・関係機関、団体と連携し、交通安全に関する情報の収集を行うと共に、研修センターから関係機関広報紙やコミュニティ情報誌をはじめ、色々な媒体による情報発信を行い、県民の皆さまへの利用促進と生活の中での交通安全意識を根付かせる環境づくりを進めます。

・全県的な組織ネットワークを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性をご理解していただくと共にセンター施設の効用を最大限に発揮できるよう、利用者の拡大に努めます。

・センターが県内の交通安全教育の中核施設として機能すると共に、交通安全教育に取り組む関係機関・団体等が効率的、効果的に教育の成果を上げることが出来るように地域の交通安全指導者や関係機関・団体等とのネットワークを構築します。

イ 指導者養成・資質向上事業について
交通安全の指導者は、交通安全の知識・技術が重要であるという考えを後として、人に教える者としての基本ノウハウから指導していきます。
安全教育の内容としては、歩行者・自転車に限定し、弊社の重要ターゲットと同じ子供と高齢者についてやさしく指導・教育ができるように育成します。
ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業について
弊社が考えた研修センターでの研修プログラムは、出前研修においても同じ内容・クオリティーで出来るようにいたします。
会場に人が集まっていたら、ターゲット別に研修が出来るようにします。
(2)施設の運営に関する業務
ア ホームページを活用した情報発信について
情報提供及び広報PR事業の核として、インターネットにてセンターホームページの活用及び充実をはかります。県民誰もが、必要な情報を即時に入手でき、また、ホームページを見て、研修センターに来館したくなるような、楽しくて面白くて役に立つホームページに変えていきます。
イ 展示スペースの活用について
展示スペースの活用については、交通安全に関する情報の掲示及び特設コーナーの設置等を基本に考えますが、弊社としてはイベント会場としても使用したいと考えています。
イベントとは、公開交通安全セミナー(子供編・高齢者編)の開催及び交通安全啓発ビデオ上映会場(プロジェクター使用)として使用も考えています。
ウ 案内人(交通安全ガイド)の配置
案内人(交通安全ガイド)を4Fの屋内展示スペースに1名以上を営業時間内に配置をします。
マルチスタッフ(安全教育・施設管理業務担当)を案内人対応が出来るように育成し、必要に応じ配置できる体制をとります。
(3)県が示す成果目標及び独自数値目標の達成について
成果目標及び弊社が独自に設定した数値目標を達成させます。

<p>⑦県が示す成果目標の達成方策</p> <p>⑧申請者が提案する独自の成果目標・数値目標</p>	<p>成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか</p> <p>利用促進・サービス向上・経費削減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか</p>	<p>・必要に応じて、市町等が取り組むべき交通安全教育の手法等について助言する、人を派遣する、問題点を調査する、専門家(専門機関)を紹介するなど、市町等に対する支援のこと(1年に4回程度)</p> <p>⑥事業計画書に基づき実施した事業について、業務が適切であるかどうか評価検証を行い、評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善すること</p> <p>⑦指定期間を通じて達成すべき成果目標</p> <p>(i)指導者養成・資質向上講座受講者数 1,000人</p> <p>(ii)団体研修受講者数 6,000人</p> <p>(iii)一般利用者数 43,000人</p> <p>(iv)研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合 100%</p> <p>⑧県が示す成果目標以外に、指定管理者が独自に定める成果目標、数値目標を提案すること</p>					
<p>3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p>		<p>・施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好な維持管理に努めること</p> <p>・利用者の安全確保のため、事故防止策とその対応策を整備するとともに、危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと</p> <p>・災害及び事故等の不測の事態(緊急事態等)を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを点検整備するとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと</p> <p>・三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応すること</p> <p>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策等の施策について、県に協力し施策実現に寄与すること</p>	<p>70×5人 =350点</p>	<p>研修センター創設以来約17年間にわたり、管理運営を行ってまいりましたが、教習車・一部の事務機器を除き、創設当時のままの設備・機器を、修理・修繕を重ねながら推移しており、現在までにその状況は随時報告しているところであります。既にメーカーからの部品供給が不可能な機器もあり現在に至っています。この間、利用者の安全確保を第一に良好な状態を維持し運営してきた実績とノウハウを踏まえて適切な運営に努めます。</p> <p>・コンプライアンスの徹底は管理業務を行う上で最低条件であることから、職員一人ひとりにそのマインドを徹底し、利用者様に「安心」「信頼」いただける体制を確立します。</p> <p>・自然災害や研修中の事故等を想定し、利用者様の安全確保を第一とした危機管理の徹底に努めます。</p> <p>・最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的な運営と創意工夫を行い経費の削減、エコに努めます。</p> <p>・職員による日常点検・清掃、外部専門業者による定期点検を実施し、予防修繕・早期対応に心掛けた清潔で良好な利用環境の維持に努めます。</p>	<p>264点</p>	<p>(1)施設の維持管理に関する業務 施設の維持管理については、現状の管理状況に基づき実施します。但し、設備の老朽化による整備不能の物及びメーカーでの修理不能製品もあるので、日常点検を重視して、できるかぎり使用を維持できるように努力をします。</p> <p>(2)個人情報保護、情報公開について ア 個人情報保護 弊社は、平成20年12月8日に社団法人中部産業連盟様よりプライバシーマーク付与認定があり、平成22年12月22日に第1回の更新審査に適合をしました。【19000384(02)JIS Q15001:2006準拠】 プライバシーマークについては、弊社の業務・部門の全てが対象となっていますので、この業務においても適切に取扱いをします。</p> <p>イ 情報公開 情報の公開については、三重県情報公開条例の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備し、公開します。研修センターにて保有した情報の管理方法として、必ず管理職以上が管理します。又、情報の取扱いは個人情報の保護に準じて実施します。情報公開までの流れについては、三重県のシステムに沿って実施します。尚、公開の方法については、センター内掲示コーナー及びセンターホームページを利用して公開していきたいと考えます。</p> <p>(3)県の施策への配慮について ① 人権尊重社会実現のため、職員をはじめ、パート職員にも年2回、前期と後期に各1回、人権について会社にて、教育を実施します。 ② 男女共同参画社会実現のため、女性管理職をセンターに配置します。又、公正な人事配置を実施します。 ③ 次世代育成支援の推進として、子育て支援のための、フレックスタイム制を導入します。又、育児休暇等の会社規則の整備を実施します。交通安全研修プログラムも、幼児・小学生等に重点を置き、親子で学べる研修プログラムの導入をしていきます。 ④ 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、ゴミの分別回収の徹底をします。又、グリーンマーク購入法及びエコマークの推進をし、センター内外で使用する物は出来る限り、環境にやさしい製品を吟味して使用します。(弊社、ISO14001の運用管理規程に準拠させる)</p>	<p>250点</p>
<p>①施設の維持管理に関する業務</p> <p>②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置</p> <p>③危機管理体制や緊急時の対応</p> <p>④個人情報保護、情報公開</p> <p>⑤県の施策への配慮</p>	<p>施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか</p> <p>利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか</p> <p>研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>緊急時等における危機管理対応について、適切な提案がなされているか</p> <p>個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか</p>						

<p>4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。</p> <p>①法人等の組織体制、勤務体制 事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか 事業計画書に沿った管理運営を実施するため、適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか</p> <p>②人材育成方針、研修体制 職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>③法人等の財政的基盤 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか</p>	<p>・統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること ・施設の管理が開始される平成25年4月1日までに、創造的な交通安全教育を企画・立案できる交通安全教育の専門知識を有する者を最低1名確保すること(※応募の時点では、専門知識する者を複数名確保していることを選定審査の必須条件とはしない。) ・サービスの向上を図るため、センターの管理運営業務に従事する職員全員が業務全般を理解し、対応できるように、職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること ・自動車安全運転センター安全運転中央研修所・各種団体・機関や各種学会・研究会等が実施する研修に職員を積極的に参加させるとともに、カリキュラムへの活用、カリキュラムの改善に取り組むこと ・公の施設の管理者として必要な人権研修、環境(ISO14001)研修、救急救命研修等を定期的実施すること</p>	<p>50×5人 =250点</p>	<p>・開所以来、三重県交通安全研修センターを運営してきたノウハウを最大限に生かし、安定したスムーズな管理運営ができるよう人員配置計画に努めます。 ・統括責任者1名、スタッフ及び案内人7名 計8名を常勤雇用の上ローテーションにて勤務いたします。 ・出前研修及び特別研修実施の際は、研修センター指導経験者、交通安全アドバイザー経験者等臨時職員8名のバックアップ体制により効率的な事業の展開に努めます。また、一部スタッフをマルチ化し業務全般にあたり、業務のフラット化と迅速化を図り、人的資源を有効活用いたします。 なお、専門業務の一部を外部委託で行います。その他、当協会より随時、必要に応じたバックアップを行い、しっかりしたサポートに努めます。</p>	<p>194点</p>	<p>(7)組織図</p>  <p>(2)人員</p> <p>①研修センター人員 i. センター長 ii. 副センター長兼施設管理主任 iii. 安全教育主任 iv. 安全教育係 v. マルチスタッフ 4名 計 8名</p> <p>②出前研修人員 1. 出前研修スタッフ 3名 計 3名</p> <p>※合計 11名</p>	<p>183点</p>																																																							
<p>5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>①収支計画の積算の考え方 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>②コスト削減の考え方 実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか</p>	<p>指定期間中に支払う施設の管理に要する経費(指定管理料)の総額は、次に示す額を上限とする。</p> <p>指定管理料の総額 116,874千円以内(3年間)(消費税及び地方消費税を含む。)</p> <p>(内訳)</p> <p>平成25年度 38,958千円以内 平成26年度 38,958千円以内 平成27年度 38,958千円以内</p>	<p>30×5人 =150点</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運営コストの縮減方針による削減は、各年度別の事業に投資し、サービスの向上を図ります。</p>	年度	25年度	26年度	27年度	備考	収入合計	38,958	38,958	38,958		指定管理料	38,958	38,958	38,958		支出合計	38,958	38,958	38,958		<p>114点</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td>38,958</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>25,137</td> <td>25,137</td> <td>25,137</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>11,347</td> <td>11,347</td> <td>11,347</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>1,261</td> <td>1,261</td> <td>1,261</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>37,745</td> <td>37,745</td> <td>37,745</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考	指定管理料	38,958	38,958	38,958		収入合計	38,958	38,958	38,958		管理費	25,137	25,137	25,137		事業費	11,347	11,347	11,347		消費税	1,261	1,261	1,261		支出合計	37,745	37,745	37,745		<p>111点</p>
年度	25年度	26年度	27年度	備考																																																									
収入合計	38,958	38,958	38,958																																																										
指定管理料	38,958	38,958	38,958																																																										
支出合計	38,958	38,958	38,958																																																										
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考																																																									
指定管理料	38,958	38,958	38,958																																																										
収入合計	38,958	38,958	38,958																																																										
管理費	25,137	25,137	25,137																																																										
事業費	11,347	11,347	11,347																																																										
消費税	1,261	1,261	1,261																																																										
支出合計	37,745	37,745	37,745																																																										
<p>総合審査結果</p>		<p>3,000点</p>		<p>2,155点</p>		<p>2,019点</p>																																																							

指定管理候補者とした団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>団体名 財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 余野部克治 所在地 三重県津市栄町一丁目954番地</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>○財団法人三重県交通安全協会はセンターの果たすべき目的や役割をよく理解しており、出前研修よりセンターの施設を活用した指導員の養成を重視するという県の方針に合致した提案内容であった点が評価できる。 ○財団法人三重県交通安全協会は、子どもや高齢者に対する教育に偏ることなく、運転者(ドライバー)の研修にも力を入れており、バランスの取れた内容の研修を行うことが期待できる。特に、センターの施設を活用した体験型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。 ○財団法人三重県交通安全協会は、既存の地域密着型のネットワークを有しているが、市町等との連携を図るためにこのネットワークを見直し、情報発信及び支援を行うとともに効果的な交通安全教育の成果を上げられるよう活用していこうという意気込みが見られた点が評価できる。 ○但し、財団法人三重県交通安全協会も、カリキュラムや集客方法等にもっと斬新なアイデアを取り入れてほしい。もう一度原点に戻って新しい考え方をどんどん取り入れた改善を行い、より魅力ある事業を企画するなど、施設の利用方法、教育の効果及び利用者の満足度を高めていくよう努力してほしい。 ○財団法人三重県交通安全協会には、県のより高い要求水準(成果目標)を達成すべく、三重県交通安全研修センターの指定管理者として、今後、より一層の努力を期待する。</p>

(所管事項説明)

1 私立学校における「いじめ問題」解消に向けての取組について

1 経緯

いじめ問題の実態を把握するため、文部科学省からの調査依頼を受けて、県教育委員会による公立学校での調査とあわせて8月に緊急調査を実施しました。

その後10月には、各私立学校における取組状況を更に把握するため、追加の詳細調査を行いました。

2 現状分析

(1) 調査結果

8月の緊急調査において判明したいじめの認知件数(平成24年度当初から8月まで)は、41件となっており、その時点での未解消案件は18件となっていました。10月の調査では、その後の各学校での取組の結果、そのうち15件が解消し、未解消案件は3件であることがわかりました。

(【別紙】のとおり)

(2) 調査結果における課題

①個別アンケートの実施

学内におけるいじめの発生を把握するためには、直接児童・生徒に対して実施するアンケート調査が有効であり、公立学校では全校で実施されているところですが、私立学校においては、実施されていない学校が26校中8校ありました。

※未実施校数

小学校2校中2校、中学校10校中3校、高校13校中2校、特別支援1校中1校

②校内研修の実施

いじめに特化した教職員向けの校内研修、あるいは生徒指導等の研修の中でのいじめ問題研修について、いずれも実施していない学校が26校中9校ありました。

※未実施校数

小学校2校中1校、中学校10校中4校、高校13校中3校、特別支援1校中1校

③警察との連携

いじめに関連した犯罪行為の可能性がある場合は、警察との連携による解決が有効ですが、特に通報を行っていない学校が26校中9校ありました。

※未実施校数

小学校2校中2校、中学校10校中3校、高校13校中4校、特別支援1校中0校

④県への連絡

いじめの把握後、速やかに県（私学課）に連絡を行っていない学校が、26校中14校ありました。

※未実施校数

小学校2校中2校、中学校10校中4校、高校13校中7校、特別支援1校中1校

3 課題への対応

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という観点から、私立学校における早期発見・早期解消が図られるよう、県としても助言指導等の支援を積極的に行ってまいります。

①個別アンケートの実施

私立学校協会理事会（全校長出席で毎月開催）の場で、上記調査結果を報告するとともに、個別アンケートの実施を要請したほか、今後も同理事会や学校訪問の機会をとらえて、各校における取組をお願いしていきます。

②校内研修の実施

上記の理事会で、県教育委員会作成のパンフレット「一人ひとりの子どもが輝くために～いじめの問題への取組～」及びリーフレット「ストップいじめ」などを活用しながら研修を実施していただくよう要請したほか、学校訪問の機会もとらえて取組をお願いしていきます。

また、今後も教育委員会と連携して、国主催等その他の研修についてもご案内し、私立学校教員の研修機会確保に努めます。

③警察との連携

警察との連携については、事案発生を待つことなく、日頃からの学校と警察との関係構築が重要であることから、教育委員会及び警察本部との連絡会議を11月に開催し、対応を協議しました。今後は、地区別の学校警察連絡協議会等への各私立学校の参加など、警察との関係強化を促してまいります。

④県への連絡

私立学校協会理事会や学校訪問の機会に、いじめ問題をはじめとする学校での危機事象については、すぐさま県へ報告いただくよう要請したほか、いじめの発生状況についての定期報告を毎月受けることとしました。今後、各私立学校との連携を一層深めながら、各学校における未解消案件、新規発生案件について、早期解消に向け積極的な助言指導を行ってまいります。

いじめ緊急調査を受けての詳細調査結果

I. いじめの認知件数 41件 ←8月の緊急調査時の件数

A 緊急調査で判明したもの	19 件
B 緊急調査以前に判明していたもの	22 件

II. いじめの認知方法 (A・Bそれぞれ、該当する番号を回答。複数回答あり)

Aについて(緊急調査で判明したもの)

① 児童生徒へのアンケート実施	11
② 児童生徒への個別面談等直接聞き取り	11
③ 児童生徒の生活日記等	8
④ 教員が把握していたもの	8
⑤ その他(具体的に:)	3
保護者より相談	2
保護者との連絡帳	1

Bについて(以前から判明していたもの)

① 児童生徒へのアンケート実施	9
② 児童生徒への個別面談等直接聞き取り	13
③ 児童生徒の生活日記等	8
④ 教員が把握していたもの	12
⑤ その他(具体的に:)	5
保護者から連絡	3
生徒から連絡	1
保護者との連絡帳	1

III. いじめの未解消件数 18件 ←8月の緊急調査時の件数

※このうち15件はその後解消

(その後解消した件数)

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	13件 (10件)
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	6件 (5件)
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	5件 (4件)
④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	0件
⑤ 金品をたかられる。	0件
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2件 (2件)
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1件 (1件)
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	2件 (1件)

延べ件数:29件(複数回答による)

2 新県立博物館の整備について

1 交流創造エリアの整備状況について

県民・利用者の皆さんの活動や交流の場である交流創造エリアの整備状況について、**別紙1**のとおり報告します。

2 新県立博物館の活動と運営V o l . 4（中間報告）について

新県立博物館における活動と運営に関する仕組みづくりについては、県民・利用者の皆さんとともに試行的な取組を実施しながら検討を進めており、その取組状況を平成21年度から毎年「新県立博物館の活動と運営」としてとりまとめています。

今般、今年度の取組状況（V o l . 4）の中間報告をとりまとめましたので、**別冊1**のとおり報告します。

（主な内容）

・平成24年度の取組概要

新県立博物館の開館に向けた各種取組（施設整備、広聴広報、調査研究活動、収集保存活動、活用発信活動など）の今年度における取組状況を記載しています。

・平成25年度の位置づけ及び取組のポイント

平成25年度は、開館に向けた最終年であり、仕上げの年となります。開館に必要な運営体制、基本展示やテーマ展示、講座、ワークショップなどの事業などについて、着実に準備を進めるとともに、「7項目」についても、収支計画を示すなど工程表にそって実行していくという視点から、取り組むべき内容とそのポイントを記載しています。

・「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の検討案

調査研究、収集保存、活用発信といった活動に関する方針、名称、運営形態、運営体制といった運営に関する方針などについて、今年度における検討案を記載しています。

※名称、運営体制（職員体制、組織、県民・利用者組織）について**別紙2**のとおり報告します。

・新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況

3 新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

「7項目」の取組状況について、**別紙3**のとおり報告します。なお詳細は、「新県立博物館の活動と運営V o l . 4（中間報告）」の巻末資料をご覧ください。

平成24年12月
環境生活部

新県立博物館 交流創造エリア整備 進捗状況

新県立博物館では、施設の大きな特色として、博物館を日常的に活用していただける無料の「交流創造エリア」を建物の中心に配置しています。

交流創造エリアは、学習交流スペースを中核にした諸室で構成され、三重の自然と歴史・文化について、知りたい、学びたい、調べたい、仲間と一緒に交流や活動がしたいなど、さまざまなニーズに応じた使い方ができる総合的な学びと交流の場となります。

現在、それぞれの部屋の設備やデザインなど、詳細な内容について検討を行っているところです。本資料では、学習交流スペースおよびこのスペースと密接に連動する三重の実物図鑑ルーム、こども体験展示室、資料閲覧室を紹介いたします。

※交流創造エリアには、この他に、研修・ガイダンスルーム、県民活動室、実験実習室などがあります。

学習交流スペース

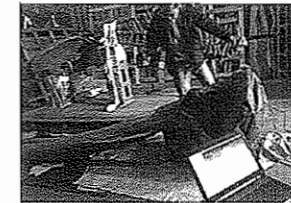
交流創造エリアの中核となる空間です。レファレンスカウンターをはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料の検索や三重を知る図書・情報の閲覧、ワークショップ、グループの活動、くつろぎなど多彩なコーナーがあります。個人やグループの学びや交流の場として、多様な使い方ができます。

また、「ミエソウの全身骨格復元模型」が、展示エリアへの導入として来館者を迎えます。

現在、展示や情報システムの設備・機器等の構築を進めています。

ミエソウ全身骨格復元模型

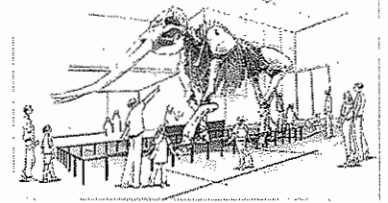
新県立博物館の活動を象徴する展示として、日本初の「ミエソウの全身骨格復元模型」を設置します。ミエソウ全身骨格復元委員会の指導と協力のもと、全国のミエソウ化石の3Dデータを収集・分析し、復元研究を進めています。



ミエソウ化石の3Dスキャン



ミエソウ化石のクリーニング



ミエソウ全身骨格復元標本のイメージ

こども体験展示室

「やってみる」「しらべる」「つたえる」など、博物館の学芸員が日頃行っている博物館活動を身近な話題で体験できる展示を通して、子どもたちが博物館の楽しさを知るきっかけづくりの場となるための部屋です。

三重の海、川、山、くらしなどについて体験できたり、不思議に思ったことを調べたり、見つけたことを伝えたりできるコーナーがあります。また、就学前の小さな子どもたちが博物館に親しむためのコーナーも用意しています。

現在、詳細な展示手法や展示物の準備など、展示製作のための検討を行っています。



やってみる!! コーナー



しらべる!! コーナー



つたえる!! コーナー



小さい子のコーナー

資料閲覧室

新県立博物館が所蔵する化石・鉱物、動植物などの自然系資料や考古・歴史・民俗などの人文系資料を直接閲覧できる部屋です。また、一体的に整備する公文書館の機能として、歴史的公文書の閲覧公開もこの部屋で行います。

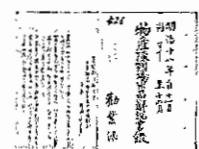
資料の検索は、学習交流スペースや資料閲覧室の資料検索端末のほか、ホームページからも行うことができます。



人文系資料(藤堂高虎書状)



自然系資料(ギフチョウの標本)



歴史的公文書(県指定文化財「三重県行政文書」)

くつろぎコーナー

里山林や交流の広場からなるミュージアムフィールドに面した開放的な空間で、四季折々の季節を楽しみながら、ゆったりとくつろいだり、談笑したりすることができるコーナーです。

活動コーナー

博物館で活動するさまざまなグループが学習やミーティングなどに活用することができるコーナーです。

県内博物館情報コーナー

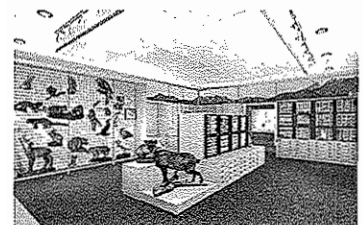
県内の博物館やまちかど博物館などへ思わす行ってみたいくなる情報を満載したコーナーです。各館の概要やタイムリーな行事情報等が分かる博物館情報端末、パンフレットなどを設置します。

三重の実物図鑑ルーム

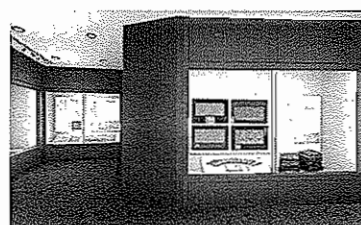
三重の自然と歴史・文化に関する実物資料を中心に三重の特徴を紹介する部屋です。

自然系資料のコーナーでは、さわれる展示などを交えた図鑑的な分類による展示によって、三重の鉱物・化石、動植物の概要を紹介し、また、人文系資料のコーナーでは、考古・歴史・民俗・歴史的公文書などの資料が、どのように伝えられてきたのかといった視点から各々の特徴を紹介し、

現在、県民のみならず地域の団体等の協力をいただきながら、資料や情報の収集を進めています。



自然系資料のコーナーイメージ

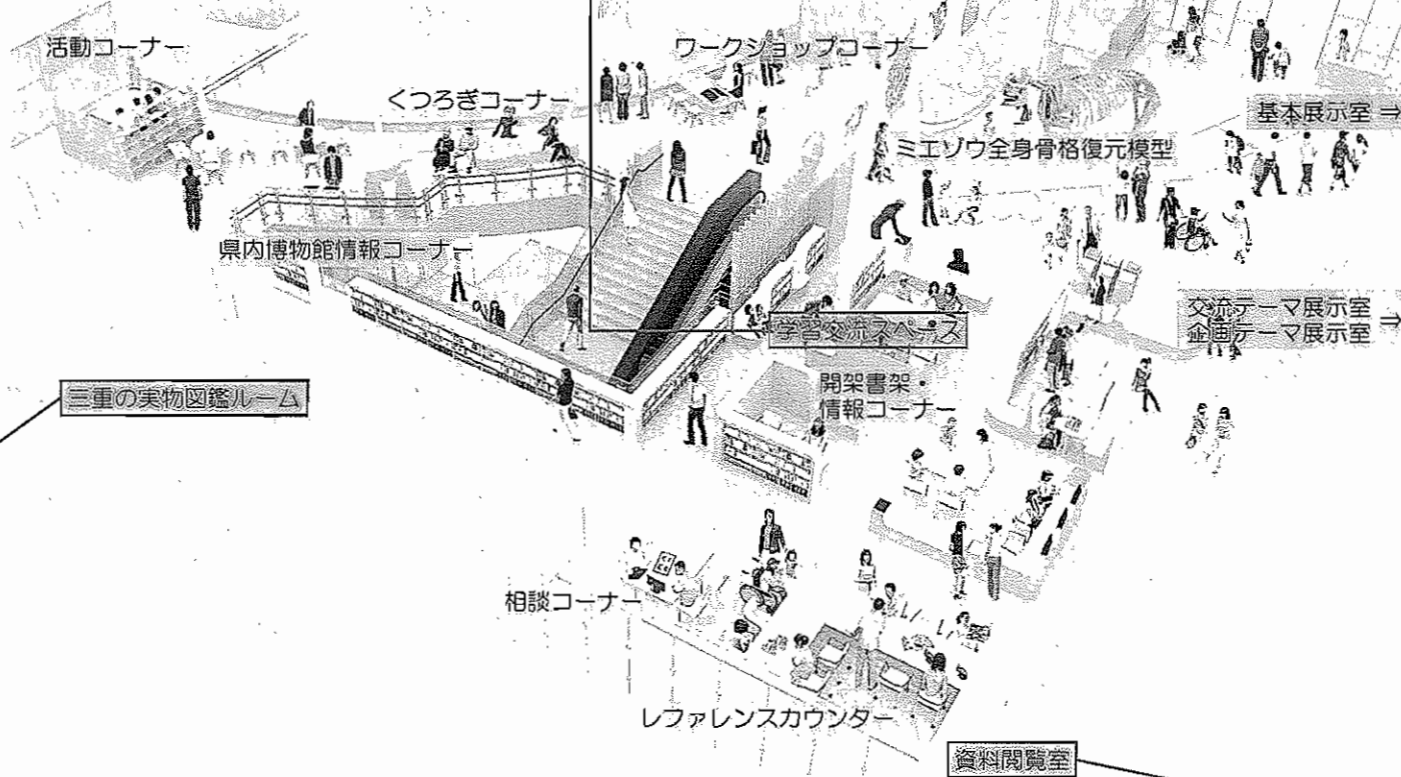


人文系資料のコーナーイメージ



ワークショップコーナー

体験型のワークショップなどを実施し、来館者の誰もが気軽に参加して楽しむことができます。



レファレンスカウンター・相談コーナー

学習交流スペースの要となる場所です。博物館の利用法などについて、気軽におたずねいただけるよう、学芸員や担当スタッフが常駐しています。また、相談コーナーでは、三重の自然と歴史・文化の調べ方や資料などについて、詳しく相談することができます。



開架書架・情報コーナー

新県立博物館が所蔵する資料や図書を検索したり、三重の自然と歴史・文化に関することを調べたりすることができるコーナーです。デザイン性の高い特徴的な本棚に、学芸員選りすぐりの図書「三重を知る1000冊(仮称)」や県内外の博物館が出版した図書などがあり、自由に見ていただくことができます。カウンターに申し込めば、開架書庫の図書類も閲覧できます。

新県立博物館の活動と運営 V o l . 4 (中間報告)

新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)の検討案

< 抜 粋 >

《名称等について》(V o l . 4 (中間報告)巻末資料①10 ページ)

※平成 24 年度末をめどに検討

新県立博物館の正式名称については、三重県立の総合博物館であることや、公文書館機能を一体化した博物館であることなどをわかりやすく表現した名称を検討した結果、

「三重県総合博物館」

とすることとし、最終的には、設置条例において定めていくこととします。

“総合”には、「新県立博物館基本計画(※)」で示した“新しい総合”の観点で自然と歴史・文化を総合的に展開する博物館であるということや、公文書館機能を有する博物館であるという意味が込められています。

なお、新県立博物館のイメージを伝えるための愛称などについては、県民参加型事業である「MMM(みえ マイ ミュージアム)プロジェクト」を活用するなどして、決定していくこととします。

(※) 新県立博物館基本計画

第 3 章 新博物館の活動 — 「協創」と「連携」で展開する博物館活動 —

3-1 活動理念

○新しい“総合”の観点で展開する

- ・三重の自然と歴史・文化を総合的に捉えます。

私たちの住む地域の自然や暮らしを理解し、今に生かし、未来へつないでいくために、分野横断的・総合的に捉えた博物館活動を展開します。

- ・活動を総合的に展開します。

博物館の諸活動を相互に有機的に関連づけながら総合的に行うことにより、一層の効果を上げられるように努めます。

- ・人や組織の総合力を生かします。

館内外の人や組織との有機的な連携・協働を実現し、その総合力を博物館活動に生かします。

《運営体制について》(V o 1. 4 (中間報告)巻末資料①13～15 ページ)

(1) 職員体制 ※平成 24 年度末までに整備計画を検討し、開館までに整備

平成 23 年度に顧問を廃止し、高い博物館マネジメント能力をもった館長を任用しました。

また、平成 22 年度から 24 年度にかけて、8 名の学芸職員（地学、動物学（水生脊椎動物学、昆虫分類学）、植物学、民俗学、歴史学、保存科学、博物館学）を新規採用しました。これらにより、新県立博物館の専門職員の対応分野を以下のとおり確保し、業務を円滑に進めることのできる主な人員配置を行うことができました。また、具体的な業務計画をもとに、開館時における非常勤職員（専門、事務）を含めた全体の職員体制の整備計画を、平成 24 年度末をめどに検討を進めます。

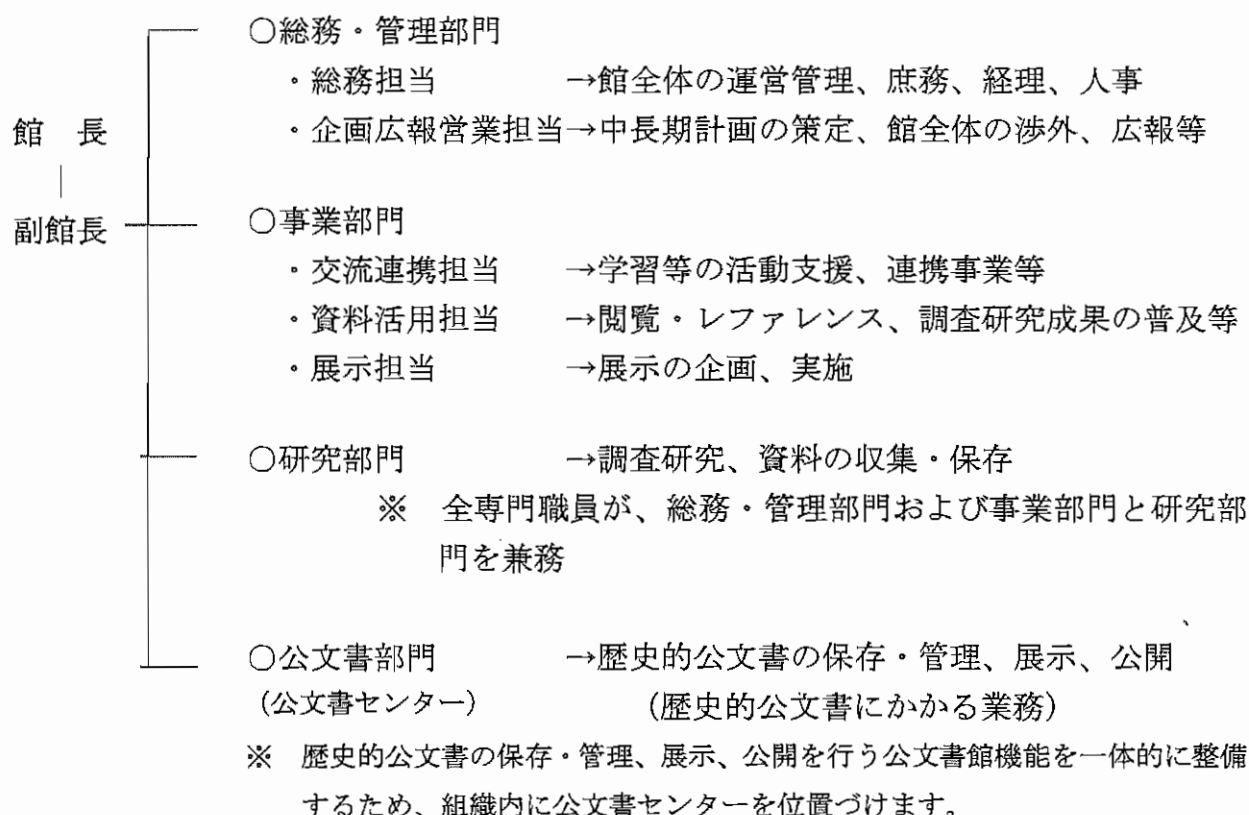
■ 専門職員の担当分野一覧

分野		学芸員数	業務内容
総合研究分野	○博物館学	1	・公文書館機能を一体化した博物館の運営・活動の総合的な調査研究と実践 ・資料保存・保存環境の調査研究 ・資料保存にかかる科学分析、修復、環境整備等 ・歴史的公文書およびアーカイブズの調査研究 ・資料等情報化に関する調査研究 ・映像・音声などアーカイブズの整理・管理
	○保存科学	1	
	○アーカイブズ学	1	
	○資料情報学	1	
自然研究分野	○動物学	4	・各専門分野の資料等に関する調査研究 ・各専門分野の資料等の収集・整理・管理（資料評価を含む。）※必要に応じて、修復等処理
	○植物学	2	
	○地学	1	
人文研究分野	○歴史学	4	
	○美術工芸史学	1	
	○民俗学	1	
合 計		17	

※上記の分野別の業務内容以外に、専門職員は全員、展示や資料閲覧・相談など活用発信活動などを業務内容とします。以上のほか、非常勤職員においては、上記専門職員を補佐するため、展示、博物館教育、歴史的公文書の整理修復などに専門性をもった職員および司書を配置するとともに、受付などの運営や事務補助などの配置を検討します。

(2) 組織 ※平成 24 年度末をめどに検討

新県立博物館の理念に基づく活動を効果的・効率的に展開するために、調査研究、収集保存、活用発信の活動をバランスよく展開できるような学芸員など専門職員の人材育成にもつながる組織とします。具体的な想定業務、職員人数などを踏まえた開館時の組織体制については、以下を基本に構築します。



注意) 組織名称は仮称です。

(3) 県民・利用者組織 (日常的な参加・参画のための場の整備)

県民・利用者の皆さんとともに博物館づくりを進めるために、日常的に県民・利用者の皆さんが博物館づくりに参加・参画し、活動や運営を支援するしきみを整備します。とりわけ、参画に関わるさまざまな組織の目的や性格を平成24年度末までに明らかにして、開館までに整備します。あわせて、「みんなで作る博物館会議」、「こども会議」などについても、試行的に実施しつつ、開館までに、位置づけや実施形態などを明らかにします。

(参画のしきみとして検討するもの)

- ・運営協議会など、博物館運営のための組織として位置づけるもの
- ・みんなで作る博物館会議、こども会議など活動と運営の計画、評価と改善

- のしくみとして位置づけるもの
- ・サポートスタッフ
- ・ボランティアスタッフの種別と組織化
- ・友の会的な支援組織
- ・団体や企業などからの支援体制

① 活動と運営のための組織、会議 ※平成24年度末までに検討、順次実施

運営協議会、みんなで作る博物館会議、こども会議など、博物館活動と運営に関わるための組織または会議として位置づけるものの目的、役割などについて、平成24年度末までに明確にし、必要なものについては、設置条例に明記し、規程などの整備を進めます。

② 博物館活動への参加組織 ※平成24年度末までに検討、順次実施

現行のサポートスタッフをはじめ、ボランティアや友の会などの組織について整理し、新県立博物館で整備するものの目的や位置づけなどについて明らかにし、平成25年度中に新たな組織を試行的にスタートさせます。

(県民参加組織のイメージ(案))

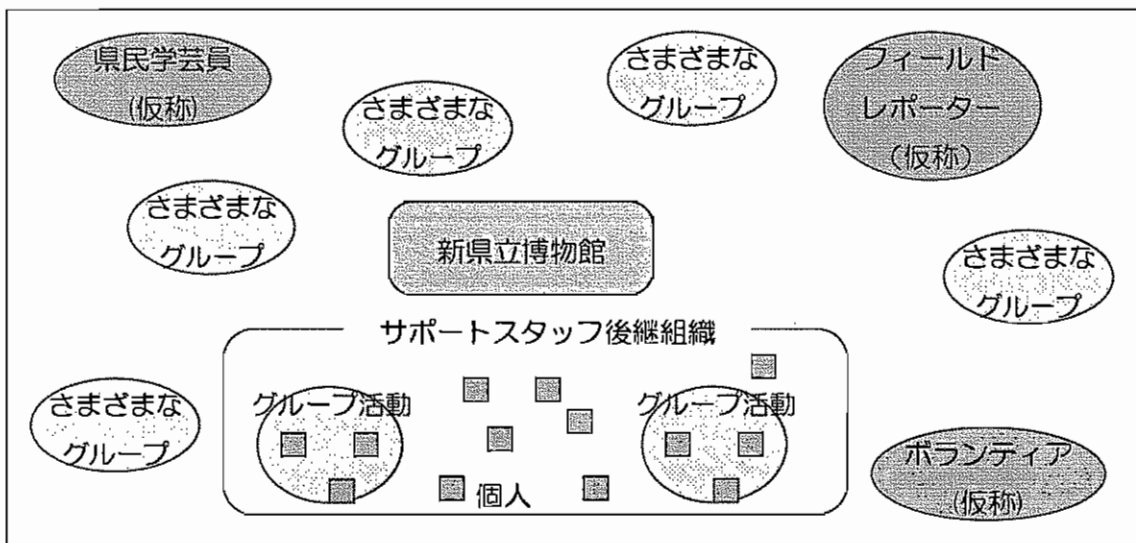
- ・サポートスタッフの後継組織(名称未定)

現在のサポートスタッフが行っているグループ活動はより自主的な運営の方針を取りながら、個人で参加できる要素も加えます。情報誌制作・郵送、事務局運営などの経費として、会費制によって運営することを想定しています。

- ・ボランティア

博物館からの依頼事項に応じて、博物館内の案内、資料整理、広報などに携わることで、自らの学びを深めることにもつなげます。

このほか、フィールドレポーター的な利用者組織やグループについては、開館後に全体の利用者組織の状況を見ながら改めて決めていくこととしています。



新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

※詳細は「新県立博物館の活動と運営V o 1. 4 (中間報告)」巻末資料2をご覧ください

項 目	取 組 状 況
<p>①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること</p>	<p>[収入]</p> <p>県費負担の削減に向けた、多様な収入の確保方策の一つである企業からの資金的支援については、従来型の寄附・協賛に留まらず、「コーポレーション・デー (仮称) (※1)」「企業パートナーシップ (仮称) (※2)」など、企業が少しでも参加しやすい新たな方策を検討しています。企業訪問などにより企業の意向把握を行いながら、最終的な制度設計を進めています。</p> <p>(※1) 企業の記念日など任意の日に一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員の観覧料を無料とする制度</p> <p>(※2) 一定額を支払うことで、新県立博物館の利用に関する各種特典を受けることができる制度</p> <p>[支出]</p> <p>開館後における支出項目及び金額の精査を進めています。</p>
<p>②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること</p>	<p>引き続き、新県立博物館の開館時期や取組概要を知っていただくための広報や、館長出張講演会などを通じた博物館に興味を持っていただくための広報を実施しています。</p> <p>また、より多くの県民の方に「わたしの博物館」と親しみや思い入れを持っていただけるよう、県民参加型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を展開しています。</p> <p>さらに、平成25年度には、開館まで1年を切ることから、開館に向けた期待感を醸成するためのイベントや大規模な広報についても実施していきたいと考えています。</p> <p>なお、開館時期前後には、式年遷宮、熊野古道世界遺産登録10周年、「美し国おこし・三重」県民力拡大プロジェクト、県総合文化センター20周年などを控えていることから、広報・誘客面での連携に向けて、庁内関係部局との調整を行うほか、企業などとも連携しながら、広報を展開していきます。</p>

<p>③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくためのしくみを早期に導入すること</p>	<p>7月24日に本年度1回目の「経営向上懇話会」を開催し、運営主体、開館日・開館時間といった運営形態や、県民の方に参加いただくしくみなどについて意見をいただきました。</p> <p>今後、2回目を開催するとともに、いただいた意見を踏まえながら、新県立博物館の効果的かつ効率的な運営に向けた方針や体制の構築を進めていきます。</p>
<p>④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること</p>	<p>新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである企業・団体との連携促進に向け、寄附・協賛など資金面の協力を留まるのではなく、例えば、テーマ展示や各種イベントの共同実施、広報・誘客面などでの連携を通じて「企業等」と「博物館」、そして「県民」を含めた三者にメリットとなるような連携に積極的に取り組みます。</p> <p>現在、博物館の活動に対してより多くの企業や団体に参加いただけるよう、企業訪問や企業が集まる各種会合での説明などを通じて呼びかけを行っているところです。</p>
<p>⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p>	<p>借楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市との協議を継続しながら解決策を検討しています。</p>
<p>⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p>	<p>展示室屋根上部への太陽光パネル（当初計画 20kw+追加100kw）設置について、本年7月に着工しており、来年3月に完了する予定です。</p> <p>また、総合文化センター立体駐車場への連絡ブリッジ屋根上部への太陽光パネル（2.5kw）設置を、平成25年度に実施する予定です。</p>
<p>⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p>	<p>博物館評価に係る学識経験者などとの勉強会を行っているほか、地域社会への影響・効果を数値などで表すための項目の洗い出しを行うなど、評価と改善のしくみづくりを進めており、その成果を「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の「第1章 活動と運営の基盤となるしくみ」に反映させることとしています。</p>

3 寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について

1 制度の概要

県内のNPO法人は、現在、約630法人あり、その数は年々増加しています。しかし、その一方で多くの法人が財政基盤の脆弱性、人材の不足、社会的認知度の低さなど多くの課題を抱えています。

活動基盤の強化に向けて寄付を促進するため、認定NPO法人に対する寄付の税優遇制度が、すでに整備されています。

さらに、平成23年6月には、NPO法人への寄付の一層の促進のため、地方税法が改正され、各自治体が住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を、条例において個別に指定することにより、当該法人に対する寄付金を、個人住民税の寄付金税額控除の対象とすることができるようになりました。

また、認定NPO法人の認定基準のうち、「広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準」（PST基準）に、条例によるNPO法人の個別指定が追加され、認定NPO法人の認定が受けやすくなりました。

2 市町との協議の経緯

これを受け、県及び市町それぞれが、同一のNPO法人を条例指定することについて、市町と協議を重ねてきました。その結果、市町が個人市町民税と個人県民税を一体で賦課徴収している現状を考慮しながら、県及び市町がそれぞれ独自に条例指定をするのではなく、県が単独で条例指定することが望ましいとの意見があり、その方向で調整をしています。

3 認定NPO法人へのステップとしての制度

平成20年度の県及び市町の条例改正により、県内の認定NPO法人への寄付金は税控除の対象とされました。

県としては、条例指定されたNPO法人が、すみやかに認定NPO法人へ移行できるような制度の運用を図りたいと考えています。（資料1）

なお、認定NPO法人の申請を予定しているNPO法人（約40法人）のうち、約30法人が、条例指定NPO法人から認定NPO法人へと、段階的な申請を予定しています。

4 円滑に条例指定制度を運用するための具体的な基準

上記を受けて、次の（1）～（3）に留意しながら、具体的な条例指定の基準案を策定しました。（資料2）

（1）条例指定の組織・運営に関する基準は、法による認定NPO法人になるための基準と同一とする。

（2）条例指定の公益性に関する基準は、三重県独自の基準を設定する。

(3) 運用にあたっては、次の点に留意する。

①県の行う条例指定のための審査、認定のための審査を、全体として円滑に遂行する。

②制度の主旨等への理解を促すため、制度の周知及びNPO法人からの個別相談に対応する。

認定NPO法人と条例指定NPO法人の比較

	認定NPO法人	条例指定NPO法人
基準	①3つのPST基準 [※] のうち、いずれかを満たす ・総収入に占める寄付の割合が20%以上 ・年平均の寄付金が3,000円以上の寄付者が100人以上 ・条例によるNPO法人の個別指定 ②7つの組織・運営基準を満たす	①公益性に関する基準 ②認定NPO法人制度と同一 (組織・運営に関する基準)
有効期間	認定の日から5年間(5年ごとに更新)	認定NPO法人制度と同一
申請可能な法人	全てのNPO法人 (設立後1年を超える期間を経過)	認定NPO法人制度と同一
税制優遇	<所得税> ①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付をした場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄付金 <住民税> 個人の寄付の場合、寄付金控除	<所得税> なし <住民税>個人が寄付をした場合の寄付金控除 (寄付者の住所地の県市町条例で、寄付先となるNPO法人を、個別に指定している場合のみ)

※PST基準(パブリック・サポート・テスト): 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

5 認定NPO法人のメリット

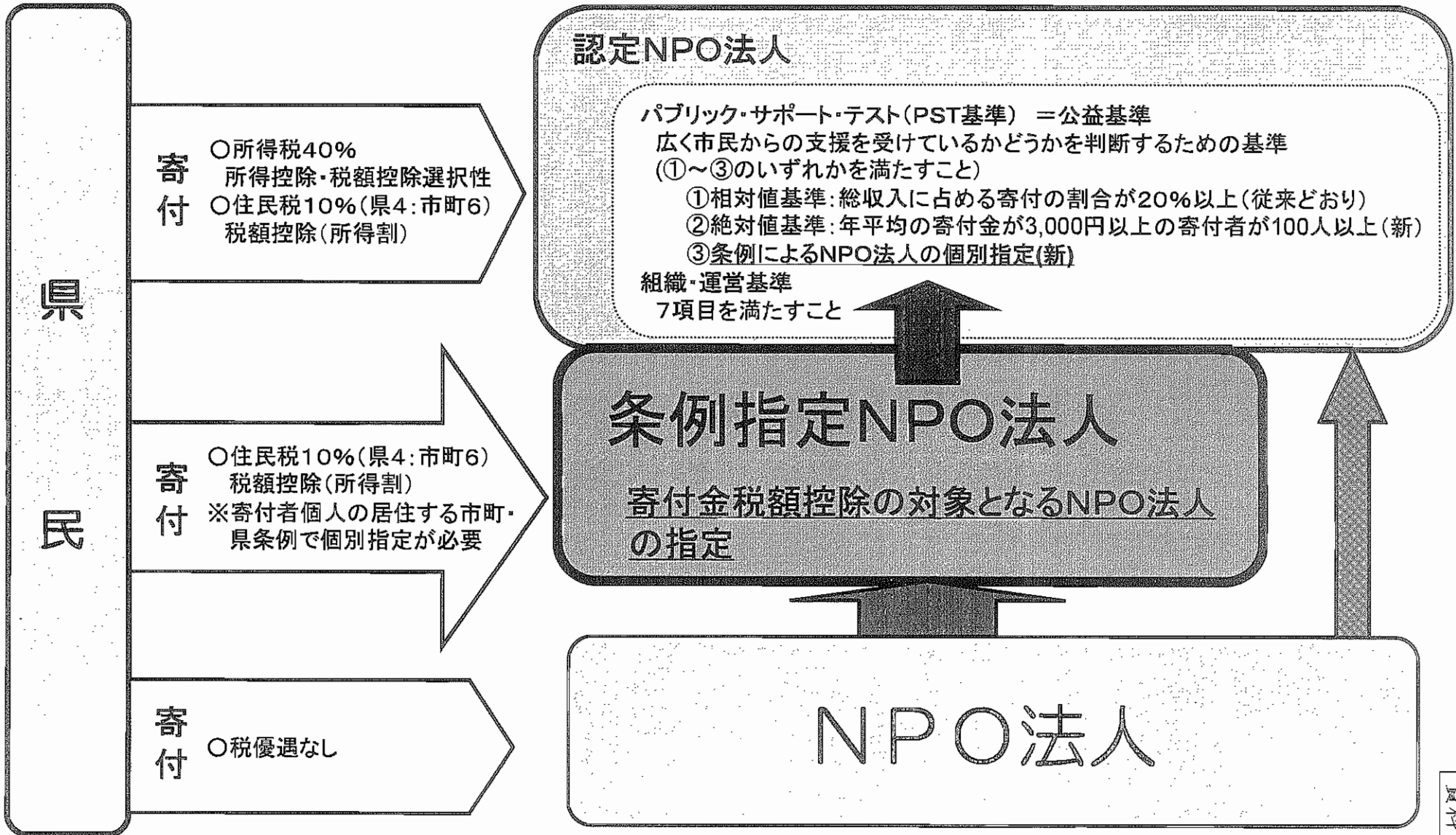
認定NPO法人は、財政基盤強化のための税優遇制度のほか、一般のNPO法人に比べて、県民からの信頼が得やすくなると考えています。信頼度の向上によって、多くの県民、企業等から寄付等の支援を受け、自立した活動を継続的に行っていくことが期待されます。

6 今後のスケジュール

平成25年2月 条例指定のための手続条例素案について審議

平成25年6月 条例指定のための手続条例案の提出

認定・条例指定・NPO法人の制度と税の優遇制度



NPO法人条例指定基準（案）

		指定基準項目	
公益性に 関する基準	①	公益活動が実践されていること	別紙「公益性に関する基準」による
	組織・運営に関する基準	②	活動の対象について（事業活動において、右に示す共益的な活動がそれぞれ50%未満であること）
			その便益の及ぶ者が会員等特定の範囲の者である活動（特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動を除く）
			特定の著作物又は特定の者に関する活動
			特定の者の意に反した活動
③		運営組織及び経理について（運営組織および経理が適切であること）	役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$
			役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$
			各社員の表決権が平等であること
			公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること
		適正な経理を行っている	
④	事業活動について（事業活動の内容が適正であること）	宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていない	
		役員、社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄付を行っていないこと。（公職、宗教、政治）	
		実績判定期間における特非活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$	
		実績判定期間における受入寄付金総額のうち特非活動に係る事業費に充てた額÷受入寄付金総額 $\geq 70\%$	
⑤	情報公開について（情報公開を適切に行っている（閲覧すること））	事業報告書等、役員名簿及び定款等	
		指定基準等に適合する旨、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
		寄付金を充当する予定の事業の内容を記載した書類	
		役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	
		資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項等を記載した書類	
		助成金支給、海外送金などにより提出した書類の写し	
⑥	三重県へ事業報告書等を提出していること	事業報告書等（会計、役員等名簿）、認証書・登記書類・定款等	
⑦	不正行為等について	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	
⑧	設立後の経過期間について	設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること	

※上記①から⑧の基準をすべて満たしていること。また、基準の判定は、過去5事業年度（初回申出時は2事業年度）とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていることが必要です。

公益性に関する基準

1. 公益性の判定

- 下記2(1)に含まれる判断項目(①～④)のうち、1項目以上に該当していること
 - 下記2(2)～(3)に含まれる判断項目(⑤～⑧)のうち、1項目以上に該当していること
 - 2(4)の記載内容から当該NPO法人の取組や実績が評価できること
- 上記3点を満たしている場合は、公益活動が実践されていることと判定する

2. 公益性の基準(公益活動が実践されていること)

(1) 地域(社会、県民)から認知されるための取組

趣旨・判断の視点

NPO法人がその活動の主たる目的とする社会課題を解決するため、地域(社会、県民)から認知される方法としてどのような取組を行っているかを以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その取組において発信される情報の内容が、それぞれのNPO法人が主たる目的とする活動の発信となっているか、という視点で判断を行います。

判断項目 ※いずれも、NPO法人が主たる目的とする活動に関する内容であることが必要

① マスメディアを使つての情報発信回数: 年平均2回以上

(活動の告知も含む。メディアは特に限定せず、新聞(地元紙、地域版含む)、テレビ(ローカル放送、ケーブル放送等含む)、ラジオ、折り込みチラシ等、社会常識の範囲で広く捉えます。)

② ホームページ(ブログも含む)の更新頻度: 年平均4回以上

(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が内容に含まれていること。)

③ 一般向け会報誌の配布、設置: 年平均5箇所以上

(設置場所は特に限定せず、不特定の者が出入りできる場所(市民活動センター、公民館、商店、飲食店等、社会常識の範囲で広く捉えます。)とします。)

④ 一般を対象としたセミナー、イベント等の活動: 年平均4回以上

(一般向けの周知文書、開催時の写真等を添付すること。)

(2) 地域(社会、県民)からの支持

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、地域(社会、県民)からの支持を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その実績の内容が、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組に対する地域からの支持とみなせるものになっているか、という視点で判断します。

判断項目

⑤ 組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数: のべ人数で年平均100人以

上(ただし、実人数が年平均10人以上いること)

(実人数が10人以上であることを示す氏名、市町名を記載した名簿を添付。)

⑥寄付実績:3,000円以上の寄付が年平均で50人以上あること

⑦主催したセミナー、イベント等への一般参加者数:のべ人数で年平均100人以上(ただし、⑤に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと。)

(3)他の主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、他の主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組の内容が、地域への公益的なサービスの提供や地域に公益的な波及効果を生むような連携・協働となっているかという視点で判断します。

判断項目

⑧様々な主体(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業、自治体等)との連携・協働した活動の実施:年平均1回以上

(4)NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記述、A4用紙1枚程度とする。参考資料の添付可。)

趣旨・判断の視点

(1)から(3)までの判断項目にとらわれずに、それぞれのNPO法人の取組や実績を自由に記載してもらい、添付資料も含めた記載内容から地域社会への貢献度合いに関する判断を行います。判断項目にはない新たな取組や実績を記載してもらっても構いませんし、それぞれの判断項目の基準は満たさないものの一定の成果をあげている取組や実績をあげてもらっても結構です。

判断に際しては、(1)から(3)のそれぞれの視点で、総合的に内容を判断することとします。

※上記各判断項目で使用する「年」とは、「事業年度」を指すこととし、過去5事業年度(初回申出時は過去2事業年度)平均で各基準を満たしている必要があります。

※(1)③、(3)⑧において、実績判定期間のうち複数事業年度にわたって、自治体からの契約や、会報誌の設置実績がある場合は、該当年度においてそれぞれ実績があるものとみなします。

4 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

1 国の動き

10月19日、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第5回）が開催され、環境大臣から「災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針」について報告されました。

方針では、平成24年度末の中間目標達成に向けて、進捗ペースの増加が必要であることから、被災地での処理施設を増強するほか、年度内に調整中の主な災害廃棄物の処理をすべて調整済みとすること、広域処理で現在調整中の案件（三重県を含む）について、年内に必要な試験処理を実施し、受入を確定することを目指す等の考え方が示されました。

2 久慈市の災害廃棄物の状況

久慈市の可燃物の広域処理の必要量が4,000トンで、うち2,000トンについては、環境省から三重県に処理の協力要請がされているところであり、可燃物の広域処理が必要な状況には変わりありません。

3 三重県の広域処理に向けた対応状況

(1) 市町等の状況

災害廃棄物の受入が検討されてきた多気町で、7月から10月にかけて49の全自治会に対して行われた「ええまちづくり懇談会」において、県は災害廃棄物の広域処理の説明を行ってきましたが、多気町議会や町内の各団体等の反対意見があることなどから、11月16日、多気町長から知事に対し、災害廃棄物の受入を断念するとの報告がありました。

伊賀南部環境衛生組合においては、地元自治会等の調整を引き続き行っており、また、尾鷲市、熊野市は、灰の処分先が確保されてから住民説明を実施するとしています。

また、県内市町を対象として、10月末に開催した第10回連絡会議では、国の「災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針」の説明等を行いました。

(2) 風評被害対策

県民の風評被害に対する懸念に対応するため、県独自の取組として、廃棄物・リサイクル課内に風評被害に関する専用相談窓口を引き続き設置しています。

災害廃棄物の広域処理の安全性については、リーフレットを県内各地で配布するほか、ホームページへの掲載、新聞の全面広告、県民センターや市町庁舎等でのパネル

展示による災害廃棄物の安全性の周知を図っています。

また、11月30日から12月2日にかけて、伊賀市内及び多気町内の大手スーパーマーケットにおいて、「東北応援交流フェア！岩手と三重 美味しいもん市」を開催し、岩手と三重の両県の食材をPRするとともに、広域処理の必要性や安全性に係るパネル展示を行いました。

今後もこのようなパネル展示等による周知を図って参ります。

4 今後の対応

今後も市町等と連携し、地域住民に広域処理に関する理解を深めていただくよう、丁寧な説明に努めるとともに、県民の皆様の安心を醸成するため、風評被害防止対策の取組を継続して実施し、久慈市の災害廃棄物の広域処理の安全性について一層の理解が得られるよう、努めて参ります。

災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針(概要)

資料1

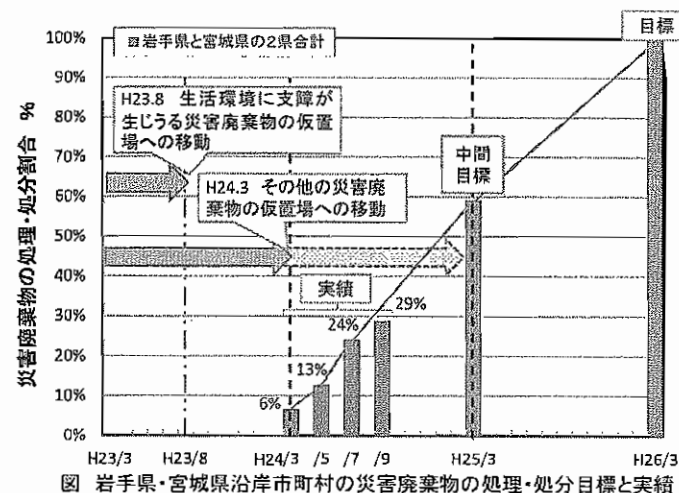
平成24年10月19日 環境省

1. 災害廃棄物の処理・処分割合の進捗

- 被災3県(岩手県・宮城県・福島県)とも、この2ヶ月間で処理・処分の割合が約5%ずつ進捗(3県合計:約22%⇒約27%)
- 岩手県、宮城県では、中間目標達成に向けて進捗ペースの増加が必要

表 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況(9月末現在)

	災害廃棄物等 推計量 (万t)	災害廃棄物			津波被害物				
		推計量 (万t)	処理・処分 量 (万t)	割合 (%)	中間目 標(%)	推計量 (万t)	処理・処分 量 (万t)	割合 (%)	中間目 標(%)
岩手県	525	395	93	24	58	130	0.3	0	50
宮城県	1,873	1,200	365	30	59	672	86	13	40
福島県	361	207	35	17	—	153	2	1	—
合計	2,758	1,802	494	27	—	956	88	9	—



2. 被災地における処理体制の増強

【岩手県】

- 10月までに宮古地区、大槌地区の破碎・選別施設の処理能力を増強

【宮城県】

- 新たに5基の仮設焼却炉、3カ所の破碎・選別施設が本格稼働するなど、処理体制の整備が大きく進捗

3. 広域処理の進捗

- 前回閣僚会合(H24.8.7)以降の受入開始:
1都8県16件(受入予定量約13万t)
- 実施中・実施済の広域処理全体:1都9県47件
(受入予定量約50万t、うち受入済量約11万t)
- 本格受入表明済の大阪市をはじめ、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県においても、試験処理に着手・検討している市町村があり、これらの受入実現に向けた取組を継続中

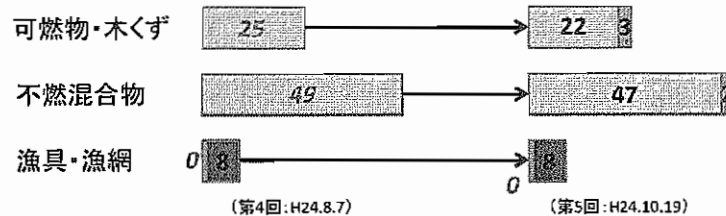
4. 処理工程表(H24.8.7)で整理した調整対象に係る進捗

【岩手県】

約8割が処理済・調整済、
残り約2割(約82万トン)が調整対象
(災害廃棄物全体395万t) (H24.8.7)

「調整中」であった可燃物・木くずと不燃混合物:約5万トンの処理が新たに具体化

「今後調整」で処理の目途が立っていなかった漁具・漁網:県内処理の検討と並行して、広域処理の調整に着手

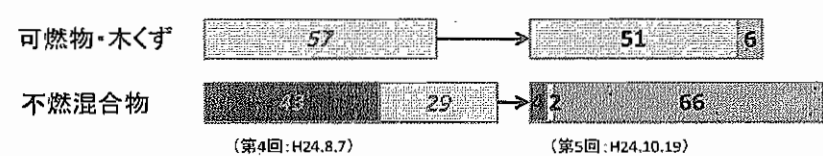


【宮城県】

約9割が処理済・調整済、
残り約1割(約129万トン)が調整対象
(災害廃棄物全体1,200万t) (H24.8.7)

「調整中」であった可燃物・木くず:約6万トンの処理が具体化

「今後調整」・「調整中」であった不燃混合物:およそ9割の処理が新たに具体化



5. 目標達成に向けての今後の方針

- 中間目標達成を確実なものとするため、年内を1つの節目として以下の取組を着実に進める。

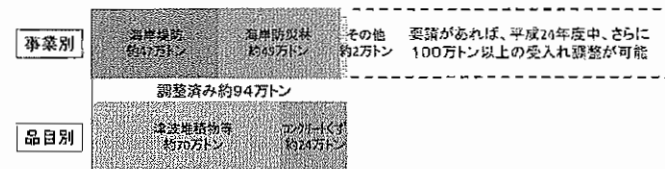
【年内】

- ・ 被災地における仮設焼却炉と破碎・選別施設の処理能力をさらに増強
- ・ 現在広域処理を調整している案件について、必要な試験処理の実施、受入の確定を目指す

【平成24年度内】

- ・ 岩手県・宮城県のすべての災害廃棄物の処理のめどをつけるよう、調整を終えることを目指す

【再生資材活用の方針】



品目別では、津波堆積物とコンクリートくずが大半を占める

- ・ 海岸堤防、海岸防災林、港湾等の公共工事を一層積極的に活用することにより、復興の妨げとなっている仮置場の早期解消を図る
- ・ 再生利用の進んでいない不燃混合物のふるい下や瓦くず、焼却主灰等の再生資材について、その活用を直轄工事の発注に盛り込むなど、活用拡大に積極的に取り組む

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成24年10月31日

	地域	市町村名	事務委託	災害廃棄物 推計量 (千トン)	災害廃棄物の仮置場への搬入状況		災害廃棄物の処理・処分の状況		津波堆積物 推計量 (千トン)	津波堆積物の仮置場への搬入状況		津波堆積物の処理・処分の状況	
					仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理・処分量 (千トン)	処理・処分 割合(%)		仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理・処分量 (千トン)	処理・処分 割合(%)
岩手県	久慈地域	洋野町		19	18	97%	14	77.4%	2	2	100%	0	0%
		久慈市		83	83	100%	37	44.6%	12	12	100%	0	0%
		野田村	有	138	138	100%	26	18.9%	38	37	96%	0	0%
		普代村		11	11	99%	8	77.0%	0	-	-	-	-
	宮古地域	田野畑村	有	77	72	93%	10	13.3%	0	-	-	-	-
		岩泉町	有	41	41	99%	3	8.2%	16	0	0%	0	0%
		宮古市	有	457	441	96%	78	17.1%	275	139	51%	3	1%
		山田町	有	499	270	54%	44	8.7%	43	35	82%	3	6%
	釜石地域	大槌町	有	337	315	93%	52	15.6%	146	132	91%	0	0%
		釜石市		560	507	91%	63	11.3%	260	169	65%	0	0%
	大船渡地域	大船渡市		738	633	86%	413	56.0%	19	19	100%	0	0%
		陸前高田市	有	987	909	92%	280	28.4%	495	495	100%	0	0%
		計		3,947	3,437	87%	1,030	26.1%	1,304	1,038	80%	6	0%
宮城県	計		12,004	10,472	87%	3,974	33.1%	6,722	3,929	58%	1,042	16%	
福島県	計		2,073	1,246	60%	371	17.9%	1,534	584	38%	23	2%	
合 計				18,024	15,156	84%	5,375	29.8%	9,560	5,552	58%	1,072	11%

(環境省HPより抜粋)

風評被害の未然防止に係る広報

1 各種メディアの活用

時期	メディア	枠	概要
8月31日	ラジオ	FM三重 (防災関係知事 インタビュー)	広域処理の必要性・県の 取組状況
9月6日		FM三重 (三重県からの お知らせ)	広域処理の必要性・県の 取組状況
10月30日			広域処理の必要性・岩手 県久慈市の災害廃棄物 の安全性
9月21日	テレビ	三重テレビ (県政チャンネル)	広域処理に向けた県の 取組状況・岩手県久慈市 の災害廃棄物の安全性
10月	県広報	県政だより (裏表紙)	県の取組状況・広域処理 の必要性
10月11日	新聞	伊勢新聞全面広告 (三重県からの お知らせ)	広域処理の必要性・岩手 県久慈市の災害廃棄物 の安全性
11月7～9日 7日 伊勢新聞・産経 新聞・中日新聞 8日 朝日新聞 9日 毎日新聞・読売 新聞		六紙新聞広告 (広報みえNo.478)	広域処理の必要性・岩手 県久慈市の災害廃棄物 の安全性

2 リーフレットの作成

時期	内容	配布先
10月	広域処理の必要性、三重県での 処理の概要、放射能・放射線に ついて、風評被害相談窓口の案 内など	県・市町等の窓口、イオン、マッ クスバリュ、コンビニなど 県立学校、商工・消費者団体、新 聞折込など

3 パネル展示

時期	内容	展示場所
10月～3月	東日本大震災に対する県の支援 状況、広域処理への取組状況、 久慈市長からのメッセージなど	名張市、多気町、いなべ市、明和 町、志摩市、各県庁舎・アスト津、 その他各種イベント等で展示

※内容は状況に合わせて変更していきます。

4 物産展

○日時 11月30日(金)～12月2日(日)

○場所 マックスバリュ上野東インター店(伊賀市四十九町)
マックスバリュ多気店(多気郡多気町仁田)

○PR食材

岩手の食材 : 牡蠣、秋鮭、りんご、乳製品、南部せんべい、じゃじゃ麺、
地酒、かもめの玉子、くるみゆべし など

久慈市の食材 : いちご煮、山のきぶどうジュース・キャラメル、黒豆茶など

三重の食材 : 地物野菜、伊賀米(上野東インター店)、伊勢芋(多気店)
など

○主な内容

12月1日は、

- ・ 上野東インター店では、岩手県名古屋事務所次長、伊賀市長、三重県知事が参加し、両県の食材をPR。
- ・ 多気店では、岩手県名古屋事務所次長、多気町長が参加し、両県の食材をPR。

東日本大震災により生じた災害廃棄物に関する連絡会議

回	開催日	主な内容
1	H23. 4. 20	被災県の災害廃棄物処理方針等について 環境省の対応方針等について 災害廃棄物の受入体制について 災害廃棄物処理計画の策定について
2	H23. 9. 15	災害廃棄物について
3	H23. 10. 7	災害廃棄物の広域処理推進会議（10月4日環境省開催）の概要について
4	H23. 12. 21	放射線の基礎知識（講師：名古屋大学大学院工学研究科） 災害廃棄物の広域処理について（講師：環境省中部地方環境事務所） 広域処理の事例紹介（東京都、山形県）
5	H24. 2. 23	広域処理の事例紹介（大阪府、秋田県、神奈川県） 広域処理及び特措法ガイドラインについて（講師：環境省中部地方環境事務所） 国立環境研究所の対応（講師：（独）国立環境研究所）
6	H24. 4. 24	津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の状況について 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（素案）について
7	H24. 5. 16 ～5. 17	現地調査会（宮城県石巻市、女川町）
8	H24. 5. 24	現地調査会報告 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（案）について 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（案）に対するパブリックコメントについて
9	H24. 9. 7	風評被害に関する取組について 久慈市の状況等について 岩手県「災害廃棄物の広域処理の実施に向けた関係機関打合せ会」（9月3日開催）の結果報告について
10	H24. 10. 26	災害廃棄物の進捗状況と目標達成に向けての方針について 風評被害対策について

5 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第7回点検・評価（案）の概要について

ごみゼロ社会実現プランをより効果的かつ着実に進めるため、住民、事業者、市町、NPO等団体を構成員とした「ごみゼロプラン推進委員会」において、毎年度、プラン推進の取組についての点検・評価を行い、公表しています。

平成23年度結果の点検・評価（案）の要旨は、以下のとおりです。

1 平成23年度結果の点検・評価（案）

(1) 数値目標に関する進捗状況

(トン/年)

指標名	2002年度 (基準年)	2011年度 (速報値)	2002年度比	短期目標	中期目標	数値目標	
				(2010)	(2015)	(2025)	
ごみ排出量	①家庭系ごみ	535,198	472,207	-11.8%	-6%	-20%	-30%
	②事業系ごみ	251,733	173,264	-31.2%	-5%	-35%	-45%
	計(t)	786,931	645,471	-18.0%	—	—	—
③資源としての再利用率	14.0%	15.7%	+1.7ポイント	21%	22%	50%	
④ごみの最終処分量	151,386	52,125	-65.6%	81,000	55,000	0	

① 家庭系ごみ排出量

基準年の2002(平成14)年度と比べ11.8%の削減に止まっていることから、今後とも、家庭系ごみの有料化の促進や、「もったいない」という環境意識の醸成などの減量化に向けた取組を進めていく必要があります。

② 事業系ごみ排出量

2002(平成14)年度と比べ31.2%の削減となりました。

今後とも、事業者自らの発生抑制の取組の促進や、事業系ごみ処理手数料の料金体系の検討などの減量化に向けた取組を進めていく必要があります。

③ 資源としての再利用率(市町が回収する資源物のみを対象)

2002(平成14)年度と比べると1.7ポイントの増加となりましたが、これは短期目標(2010年度)より低い値であり、更なる資源化の取組が必要です。

今後とも、ごみ分別の徹底による資源回収や生ごみ等の資源化など再利用率を高める取組を一層進めていく必要があります。

④ ごみの最終処分量

2002(平成14)年度と比べると65.6%削減し、既に最終処分量の中期目標(2015年度)をクリアしました。

最終処分量が大幅に削減した要因は、ごみ焼却残さ(RDF焼却残さを含む)の資源利用や容器包装リサイクル法に基づくプラスチック等の資源化によると考えられます。今後とも、ごみの減量化や資源化を促進し、最終処分量を低減していく必要があります。

(2) 推進主体毎の状況等

① 市町

家庭系ごみの減量化に向けて、レジ袋の有料化など様々な取組が行われていますが、減量化に有効な方法であるごみ処理の有料化は、一部市町の実施に止まっています。今後、市町の実情に応じ、有料化の検討が求められます。

また、事業系ごみについては、事業者指導や受入処理料金の設定検討を進める必要があります。さらに、一般廃棄物のうち重量ベースで約3割を占める生ごみの資源化やNPO団体等と協働した取組の推進が求められます。

② 事業者

事業者においては、環境マネジメントシステムの認証取得や廃棄物の減量化・資源化対策の実施などの取組が行われています。今後、拡大生産者責任に基づく事業活動や製品開発などについての一層の取組が求められます。

③ NPO等団体

生ごみ堆肥化等に関する実施協力やフリーマーケットへの出展などのごみ減量化に関する取組が継続して行われています。今後、このような取組を継続しつつ、行政や多様な主体との一層の連携・協働により、地域に密着した更なる取組を行うことが期待されます。

④ 県

- ・市町が実施する先駆的・モデル的な取組について、補助金交付（平成17～22年度）を行い、レジ袋の有料化といった全県的な広がりとなった成果につながりましたが、今後、ごみ処理の有料化などの取組事例について、他市町への普及が必要です。
- ・ごみの減量化・資源化を一層進めるため、生ごみの資源化に取り組む必要があることから、新たに事業系食品廃棄物などの資源化に関するモデル的な検討を進め、その結果を活用するなどの市町への技術的支援を行い、具体的な取組に繋げていくことが必要です。
- ・効率的かつ効果的なごみ処理システムの構築に向け、市町における廃棄物会計の導入が進んでいます。今後、ごみ処理システムの分析ツール「市町ごみ処理カルテ」が一層活用されるよう市町への技術的支援が必要です。
- ・ごみゼロ社会の実現に向けて、次世代を担う子どもたちを対象として、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や、「もったいない」というものを大切にする考え方を基にした環境学習の実施が必要です。

2 今後の対応

本年12月下旬に開催予定のごみゼロプラン推進委員会において、平成23年度結果の点検・評価を行い、公表することとしています。

(参考) ごみゼロプラン推進委員会の委員名簿

氏 名		所属団体等	備 考
県民	高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長	副委員長
	亀井 静子	NPO法人生ゴミリサイクル亀さんの家	
事業者	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社執行役員総務部長	
	堀田 周央	井村屋株式会社 生産技術部長	
	片野 あかね	有限会社三功 取締役常務	
広域団体・ NPO	市川 千賀子	三重県食生活改善推進連絡協議会	
	出口 省吾	いなべ市立員弁中学校教諭	
学識者	岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	委員長
	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	
市町	川崎 力弥	三重県清掃協議会会長市 (いなべ市市民部生活環境課長)	
	名和 健治	三重県清掃協議会副会長市 (名張市生活環境部環境対策室長)	

6 RDF焼却・発電事業の固定価格買取制度への移行について

1 固定価格買取制度の設備認定と電力供給への移行について

- (1) 三重ごみ固形燃料発電所は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の設備認定について、経済産業省資源エネルギー庁に平成24年7月31日付けで申請し、10月26日付けで認定されました。この認定により、本制度に基づく調達価格は16.07円/kWh（税抜き）、調達期間は125カ月とされました。
- (2) 上記の認定を受けて、三重ごみ固形燃料発電所は、本年度の中部電力（株）と企業庁との電力需給契約を平成24年10月31日付けで契約変更し、翌11月1日から本制度に基づく電力供給に移行しました。

2 売電平均単価及び増収の見込みについて

本制度では、下図のとおりバイオマス組成相当分のみ本制度の調達価格が適用されるため、非バイオマス組成相当分は異なる単価となります。なお、バイオマス比率は、RDFの各製造団体が毎月実施するごみの組成分析結果に応じて変動します。

このため、売電全体としての平均単価は、12円/kWh前後で推移すると見込んでいます。これまでの売電単価に比べて4円/kWh程度上昇することになり、年間1億5千万円程度の増収を見込んでいます。

【参考イメージ図】



※三重ごみ固形燃料発電所の過去3カ年のバイオマス比率の平均値は約62%です。

3 今後の対応

- (1) 本制度により売電収入の増が見込まれるため、現在、RDF運営協議会総務運営部会において、28年度までの収支計画の見直しを始めており、今回の増収分を含めた平成20年度から28年度までの収支不足額を、企業庁が再度算定することとしています。
- (2) また、同部会において、この収支不足額の結果を基に、製造団体のRDF処理料金の見直しについて協議し、平成25年度の上半期までに、RDF運営協議会でのRDF処理料金改定ができるよう進めていきます。

7 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 現状

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、生活環境保全上の支障等の状況から、順次、行政代執行に着手していくこととしています。

産廃特措法については、期限を平成34年度末まで延長する改正が平成24年8月22日に公布され、環境大臣が定めることとなっている「基本方針(変更)」が11月15日に告示されたところであり、本県では、当該方針に基づく各事案の実施計画について、環境省との協議を進めています。

なお、四日市市内山事案の計画については、本年6月7日に大臣同意を得ており、11月15日に硫化水素ガス発生抑制対策に着手したところです。

2 行政対応の検証

実施計画の策定に当たっては、これまでの県の対応の課題と今後の再発防止策の記載が求められており、本県では、有識者委員からなる「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」により、平成23年10月から調査検討が行われてきました。

調査検討報告書については、平成24年10月26日に三重県知事あてに答申され、下記の事項における規制権限の行使・不行使が妥当性を欠く（「不適切」）との評価になりました。

①四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）

排出事業者及び土地所有者の責任追及

②桑名市源十郎新田事案

油滲出確認前（平成13年）の不法投棄情報への対応

③桑名市五反田事案（第3次検証）

費用求償にかかる預貯金等の差押等の対応

また、これまで提言された再発防止策の取組状況にかかる進捗管理表の作成・公表と、調査検討委員会における定期的なフォローアップが必要との提言がなされました。

3 今後の取組

各事案にかかる実施計画(案)について環境省との協議を引き続き行い、今年度内に環境大臣同意を得たうえで、平成25年度に4事案全てに着手する予定です。

また、排出事業者等の責任追及及び原因者への費用求償等について、調査検討委員会の答申も踏まえ、適切に実施していきます。

三重県における産廃特措法対象の4事案について

①四日市市大矢知・平津事案【新規】
 ・支障等
 露出した廃棄物が風雨等により飛散・流出することや埋立区域内から有害物質(ふっ素、ほう素等)を含んだ浸出水が周辺区域に染み出していることから生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。

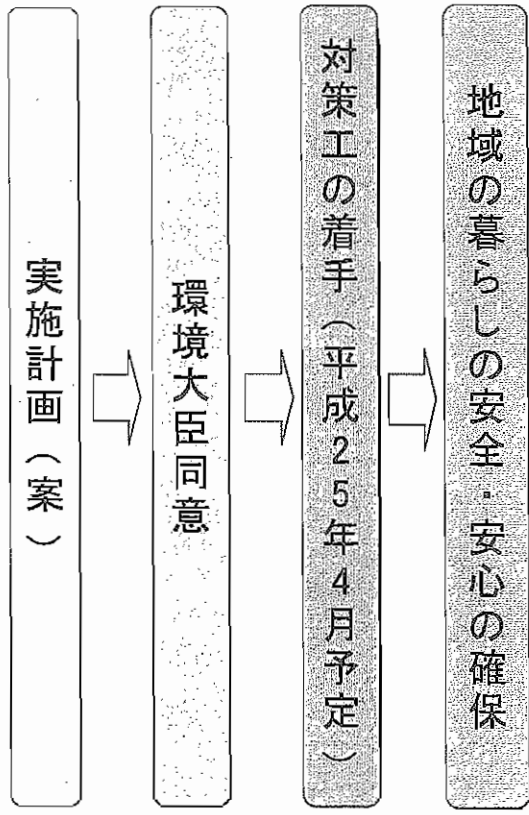
②桑名市源十郎新田事案【新規】
 ・支障等
 平成19年9月に、旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所地中から回収した廃油にホリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが平成22年10月に判明した。
 このため、汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止しているほか、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。

③桑名市五反田事案【変更】
 ・支障等
 促進酸化施設による緊急的な汚染地下水の浄化を実施しているが、不法投棄廃棄物による地下水汚染の防止及び周辺地下水の浄化は図れないことから、周辺河川に汚染地下水が滲出し、生活環境保全上の支障のおそれがある。

緊急対策の大臣同意
 H23.3.18
 (促進酸化施設)

④四日市市内山事案【変更】
 ・支障等
 緊急の行政代執行により硫化水素ガス濃度は一定レベルまで低下しているものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分が確認されたことから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念され周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の支障のおそれがある。

恒久対策(第1段階)の大臣同意
 H24.6.7
 (硫化水素ガス発生抑制対策)



38

対策工のスケジュール

事案名	対策工	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
①四日市市 大矢知・平津	・廃棄物の飛散流出防止 ・雨水浸透対策 ・排水路等整備											対策後のモニタリング
②桑名市 源十郎新田	・汚染拡散防止及び汚染除去対策 ・保管廃棄物処分		困り込み	汚染土壌掘削処理	油回収			油回収				対策後のモニタリング
③桑名市 五反田	・汚染地下水の揚水浄化対策 ・汚染源である廃棄物等掘削処理											
④四日市市 内山	・硫化水素ガス発生抑制対策 ・雨水浸透対策 ・排水路等整備									対策後のモニタリング		

行政対応検証の答申の概要

県の対応の問題点と評価

- ①土地所有者及び排出事業者の責任追及【四日市市大矢知・平津事案(第2次検証)】
責任追及にかかる判断基準が明確でないまま調査を実施したことにより、結果の評価が困難になり、とりまとめに非常に長い期間を要した。【不適切】
- ②不法投棄情報への対応【桑名市源十郎新田事案】
平成13年に現地にかかる不法投棄情報の提供があった際に、現場確認は行っているものの関係者への聞き取りや詳細な調査は実施していなかった。【不適切】
- ③費用求償にかかる対応【桑名市五反田事案(第3次検証)】
自主的な納付に任せており、預貯金等の差押等の措置が迅速になされなかった。【不適切】

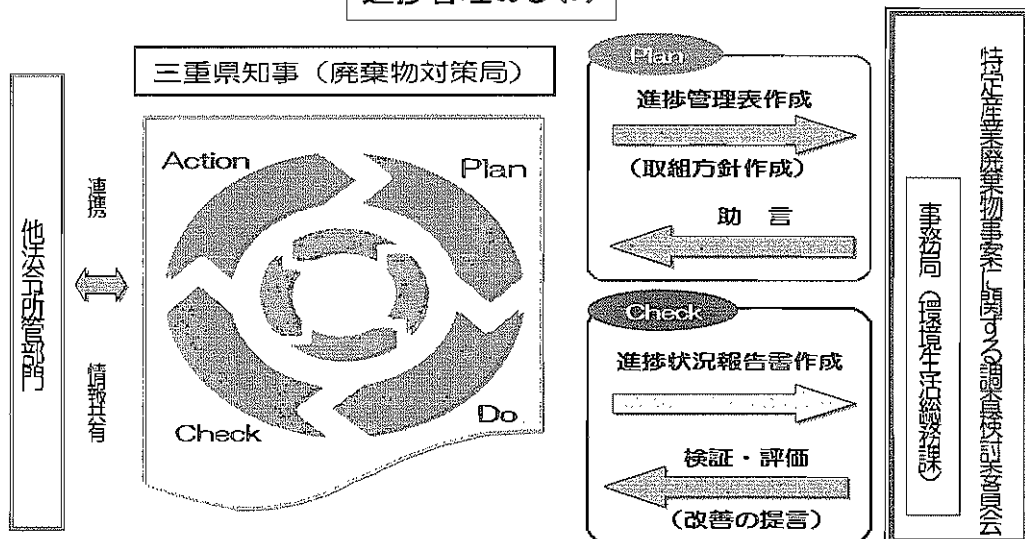
再発防止策の主な提案・提言

- ①土地所有者及び排出事業者の責任追及
調査の実施時には、明確な判断基準と調査計画を定め、結果は迅速に集約する。
- ②情報提供に的確に対応できる仕組みづくり
「県民相談簿」に「生活環境保全上の重要度」を記載するとともに、重要度に応じた調査が実施できる仕組みを構築する。
- ③費用求償
「財産調査データベース」を作成し、定期的に財産調査を実施するとともに、費用求償手続きマニュアルを作成し、担当職員的能力底上げを図る。

効果的な再発防止策の着実な実施

- ①進捗管理表の作成・公表
「提案・提言(趣旨)」「取組方針」「進捗状況」「改善点」を記載した進捗管理表を作成する。定期的に取り組状況及び成果を把握し、改善点を検討することでPDCAに繋げる。進捗管理表はホームページで公表する。
- ②再発防止策の取組状況のフォローアップ
定期的に調査検討委員会に進捗状況を報告する。取組状況及び成果の検証・評価と今後の方針について助言を受け、効果的かつ着実な再発防止策を実施していく。

進捗管理のしくみ



8 各種審議会等の審議状況について

(平成24年9月18日～平成24年11月19日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	平成24年11月8日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 木村 夏美 委員 池田 千慧子 他9名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	事業活動における対策等4つの事項について、事項ごとに①現状と課題、②対策の必要性、③目指すべき方向性等について審議された。
6 備考	

2 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年9月28日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 諮問事項	桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案の調査検討報告書（案）が審議された。
6 備考	

3 三重県図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成24年9月19日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 榎本 和能 他7名
4 諮問事項	平成24年度アクションプログラムの進捗について
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画の平成24年度アクションプログラムの進捗について、協議、意見交換が行われた。
6 備考	

4 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年11月6日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 武本 行正 他5名
4 諮問事項	松阪市白猪山ウインドシステム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価準備書の概要について事業者から説明を受け、準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

5 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年11月16日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他7名
4 諮問事項	津市新最終処分場等施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価準備書の概要について事業者から説明を受け、準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

6 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成24年6月27日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 作田 文達 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく土地掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく温泉の掘削に係る許可申請（伊勢市、志摩市内各1件）について、周辺の他温泉への影響等が審議された。
6 備考	

7 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成24年10月25日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 作田 文達 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力の装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく温泉の動力の装置に係る許可申請（名張市内1件）について、温泉のゆう出量等への影響等が審議された。
6 備考	

8 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	第2回選定委員会 平成24年9月29日 第3回選定委員会 平成24年10月7日
3 委員	委員長 安井 広伸 副委員長 蓮花 一己 委員 杉井ひろ子 他2名
4 諮問事項	(1) 審査基準及び配点表の作成に関する事項 (2) 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項 (3) その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
5 調査審議結果	第2回選定委員会においてヒアリング審査を実施し、第3回選定委員会において最終審査を行い指定管理候補者を選定した。
6 備考	

9 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会
2 開催年月日	平成24年11月9日
3 委員	会長 小田 奈緒美 副会長 上井 長十 委員 伊藤 真由美 他2名
4 諮問事項	「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及策について
5 調査審議結果	「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及策を検討した。
6 備考	

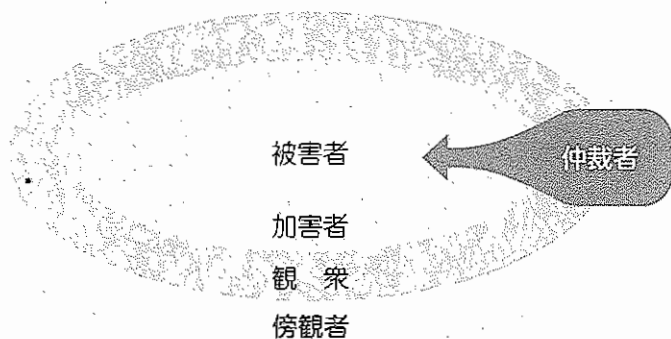
一人ひとりの子どもが輝くために

～いじめの問題への取組～

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、未然防止、早期発見・早期対応に努めることが必要です。日頃から、児童生徒理解に立った生徒指導の充実を図るとともに、個に応じたわかりやすい授業を行い、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにすることが大切です。

仲間とともに問題を解決しようとする子どもたちの自発的・自主的な学校づくりを!

いじめの構造



参考：いじめの四層構造（森田洋司 他による「いじめの四層構造」を参考に作成）

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んだりして見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在です。この傍観者になりがちな子どもたちが、いじめをなくそうと正義感をもって活動するような働きかけが必要です。

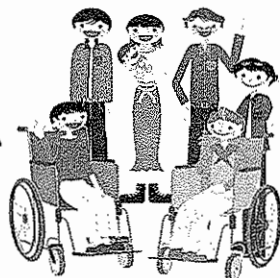
圧倒的多数である傍観者に対して

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させること。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを助長する行為であるということを認識させること。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為であると認識させること。
- いじめられる児童生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示すこと。

いじめの予防・早期発見のために日常から家庭との連携を!

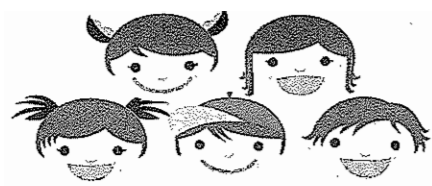
いじめが起きる前に、家庭に普段から次の取組をお願いすることにより、予防や早期発見につなげることができます。

- 万が一、子どもがいじめられたときに助けを求めやすい環境をつくること。
- 子どもたちがいじめにあっていないかどうかの目を配ること。
(サインのチェック)



いじめられている子のサイン（例）

- 感情の起伏が激しく、いらいらしている。
- 衣服が破れたり、汚れたりしている。
- 持ち物がよくなる。（壊れる、落書きされる）
- 食欲がなく、眠れない日が続く。
- 学校のことを話したがらない。
- 登校を嫌がったり、不調を訴えたりする。



一人ひとりの子どもが輝くために ~いじめの問題への取組~

【いじめの定義】

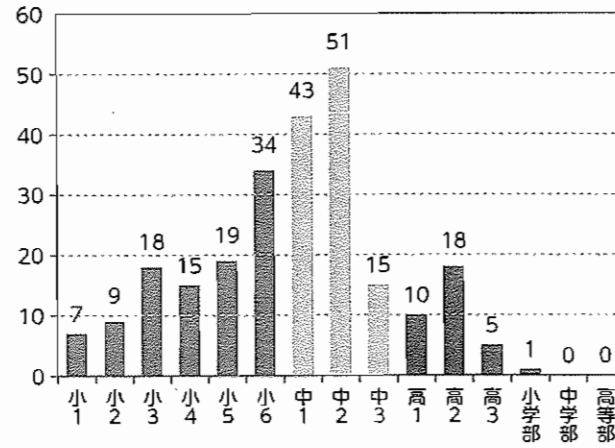
一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

いじめ発見のルートは・・・

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）
- ③ 他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域など）

多面的な情報を突き合わせて、全体像を把握しながら対応を行うためには、協働的な体制が必要。

三重県におけるいじめの学年別認知件数(H23 問題行動等調査より)



実態把握

~いじめの早期発見と早期対応~

いじめる心理は・・・

- ・ 心理的ストレス
- ・ 集団内の異質な者への嫌悪感情
- ・ ねたみや嫉妬感情
- ・ 遊び感覚やふざけ意識
- ・ いじめ被害者になることへの回避 など

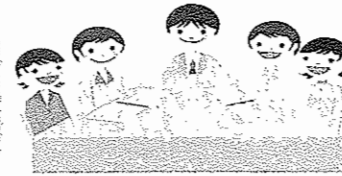
各校種間で相互に連携を図るとともに、生活環境、交友関係などを十分に把握しつつ、児童生徒の発するサインを見逃すことなく、早期発見に努めることが必要。

★早期発見・早期対応のチェックポイント【例】

- 日常の教育活動を通じ、相談しやすい雰囲気づくりに努めているか。
- 児童生徒の生活実態について、学期に1回程度、年複数回のアンケート調査を実施した上で、聞き取り調査を行うなど、きめ細かな把握に努めているか。
(※いじめ事案が発生した場合は、月々の報告にて概要や対応等を当該教育委員会に報告しているか。)
- スクールカウンセラーや養護教諭など、学校内の専門家との連携に努めているか。
- 児童生徒が発する危険信号を見逃さずに、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、組織的な対応を行っているか。
- 教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。
- 学校における教育相談について保護者に周知されているか。

取組

~チームでの適切な対応と取組の成果と課題の検証を~



実態把握



★早期発見・早期対応のチェックポイント【例】

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導等の充実に努めているか。
- 道徳や学級（ホームルーム）活動などの時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を行ったりしているか。
- いじめられる児童生徒に対し、心のケアや弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- いじめを行う児童生徒に対し、特別の指導計画による指導の他、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- 日頃から学校の取組方針等について家庭や地域に対し理解を求めるとともに、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力して組織的にその解決に当たっているか。

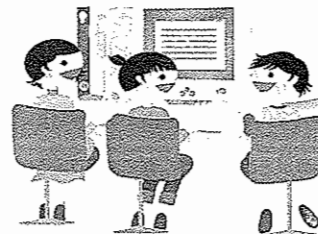
⑥ 点検・検証

⑤ 周知徹底・連携

基本的な考え方

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ること
- いじめは人間として絶対に許されないこと
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと
- 学校全体で組織的に対応すること

取組



① 情報収集

② 情報集約

方針の明確化

③ 報告・連絡・相談

④ 取組計画の策定

方針の明確化 ~解決に向けた適切かつ誠実な対応~

いじめられている児童生徒に対して

- ・ 誰にも言えず苦しかった気持ちなど、心の痛みに共感しながら話を聴く。
- ・ 支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることにより自信を回復させる。

いじている児童生徒に対して

- ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも事情を聴き、実態を正確に把握する。
- ・ 相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、再びそのようなことを行わない気持ちを強く持たせる。
- ・ そのような行為を行った背景を把握し、保護者との連携のもと指導・支援する。

周りの児童生徒(観衆・傍観者)に対して

- ・ いじめられている児童生徒の心情を感じ取らせる。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのも許されないことであることを伝え、毅然とした態度で、いじめは許されないという雰囲気をつくる。
- ・ いじめを見たら、制止するか、教師などの大人に伝えるよう働きかける。

★取組の方向性を明確にする際のチェックポイント【例】

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、いじめられている児童生徒を守り通すという姿勢を示しているか。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観）が、いじめの問題に主体的に関わる取組を積極に取り入れているか。
- 定期的に報告・連絡・相談する機会をもち、担任だけで抱え込むことなく、チームで取り組む体制が整っているか。
- いじめの態様、原因・背景、指導上の留意点など、教職員間で共通理解を図り、取組の方向性を明確にしているか。



いじめられている児童生徒を守り通すという姿勢
いじめは絶対に許されないという毅然とした態度
圧倒的多数である傍観者への働きかけ

かけがえのない命！ いじめを絶対に許さない緊急アピール

平成24年7月20日

三重県知事 鈴木英敬
三重県教育委員会委員長 丹保健一

児童生徒が自らの尊い命を絶つという痛ましい事案が発生しており、この事態を深刻に受け止めているところであります。

いじめは、決して許されないものです。どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。いま、子どもたちのため、学校はもとより、地域の大人一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識してください。そして、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応してください。

子どもたちに関わる、私たち一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを徹底して守り通す」という覚悟のもと、相互に連携を深めて、それぞれの役割や責任を果たしていくことが必要です。

先生方へ

いじめは、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものです。子どもたちが発するどんな小さなサインも見逃さないでください。サインを見つけたら、その情報を学校で共有してください。日ごろから丁寧に児童生徒理解に努めてください。いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてください。ただし、一人で抱え込むことがないようにしてください。いじめられている児童生徒を守り通すということを言葉と態度で示し、毅然と対応してください。

関係機関との連携を図り、地域ぐるみで子どもたちを守る取組に最善の努力を傾けてください。私たちは、みなさんを積極的に支えていきます。

保護者の方へ

わが子の姿をよく見つめ、いじめのシグナルを発していないか、細心の注意を払ってください。子どもに寄り添い、子どもの声を聴き、困ったときにいつでも相談できるような親子関係を築くことが大切です。

一人ひとりの子どもたちが、どれほどかけがえのないものであるかを伝えてください。「いじめは絶対に許されない」ということを、家庭の中でも十分に話し合ってください。

地域みなさんへ

ぜひ、多くの目で子どもたちを見守ってください。心配な子どもがいたら、声をかけてください。地域行事への参加やあいさつなど、子どもたちとのふれあいを大切にしてください。地域全体で子どもたちを守っていくという関係を築いてください。

子どもたちのために、自分に何ができるのか、何をしなければいけないのかを今一度見つめ直し、それぞれの立場で積極的に行動に移しましょう。

子どもたちへのメッセージ

いじめは絶対に許されないこと。そして、いじめをばやしたたり、傍観したりしていることも、決して許されないこと。いじめを見つけたら、必ず大人に伝えてください。軽い遊びやふざけだと思っているかもしれないが、あなたの言葉や態度が、人の心を傷つけ、苦しめているということに気づいてほしい。

みなさんは、どんなことがあっても、自らの命を絶つことはあってはなりません。困ったときは、決して自分の胸の中にとどめて悩むことなく、保護者の方や先生、友だちなどに相談する勇気を持つよう。必ず誰かが相談にのってくれるということを忘れないでほしい。

私たち大人一人ひとりが、みなさんを守り抜きます。